官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　一
〔省　令〕
○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（文部科学一）　三六
〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三六～四四）　三六
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同四五～四七）　四
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同四八～五〇）　四
〔官庁報告〕
二千二十六年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）公告（人事院）　四
二千二十六年度海上保安学校学生採用試験（特別）公告（同）　五
二千二十六年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）公告（同）　五
二千二十六年度法務省専門職員（人間科学）採用試験公告（同）　五
二千二十六年度財務専門官採用試験公告（同）　五
二千二十六年度国税専門官採用試験公告（同）　五
二千二十六年度食品衛生監視員採用試験公告（同）　五
二千二十六年度労働基準監督官採用試験公告（同）　五
二千二十六年度航空管制官採用試験公告（同）　五
二千二十六年度海上保安官採用試験公告（同）　五
二千二十六年度刑務官採用試験（大卒程度試験）公告（同）　六
二千二十六年度外務省専門職員採用試験公告（外務省）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　六
会社その他
会社決算公告　一〇

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年二月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（用語） **第一条**　この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　「国内認証排出削減量」とは、国内における他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する各種の取組並びに自らの温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。 六・七　（略） 八　「森林等炭素蓄積変化量」とは、国内における森林の整備及び保全並びに森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更並びに建築物その他の工作物又は家具その他の物品における木材の使用、廃棄又は滅失に伴い変化した炭素蓄積の量に相当する二酸化炭素の量として、環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣が定めるものをいう。 九　（略） （報告の方法等） **第四条**　（略） 2　特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項（特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。）は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第十号から第十六号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省・環境省令第三号。以下「算定省令」という。）第二条第一項第三号又は第四号に規定する量を算定した場合及び国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限り、第十四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第七条第三項に規定する場合において算定省令第十条第一項に規定する方法により二酸化炭素の量を控除した場合に限り、第十五号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が森林等炭素蓄積変化量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。）とする。 一～十四　（略） 十五　直近の算定排出量算定期間における森林等炭素蓄積変化量の種別ごとの合計量 3～10　（略） **第四条の二**　（略） 2　特定事業所排出者が国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合における前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別、数量及	（用語） **第一条**　この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四　（略） 五　「国内認証排出削減量」とは、国内における他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。 六・七　（略） （新設） 八　（略） （報告の方法等） **第四条**　（略） 2　特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項（特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。）は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第十号から第十六号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省・環境省令第三号。以下「算定省令」という。）第二条第一項第三号又は第四号に規定する量を算定した場合及び国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限り、第十四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第七条第三項に規定する場合において算定省令第十条第一項に規定する方法により二酸化炭素の量を控除した場合に限る。）とする。 一～十四　（略） （新設） 3～10　（略） **第四条の二**　（略） 2　特定事業所排出者が国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合における前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別、数量及

び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者のものを乗じて得られる量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号及び第二号に掲げる熱の量に当該各号に定める係数を乗じて得られる量及び算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された同項第三号に掲げる熱の量に第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数のうち当該熱を供給する熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。第二十条の二第三項において同じ。）のものを乗じて得られる量を合算して得られる量、非化石証書の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に同条第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

3　特定事業所排出者が森林等炭素蓄積変化量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合における前条第二項第十二号及び第十五号に掲げる事項の報告は、森林等炭素蓄積変化量の算定に係る森林又は木材の代表的な樹種、森林の蓄積その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

4　（略）

5　事業所管大臣は、前各項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

6　二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う第一項から第四項までの規定による説明は、当該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

第五条　次に掲げる算定方法又は係数を用いて温室効果ガス算定排出量を算定した特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該算定方法又は係数についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

一・二　（略）

三　算定省令第二条第三項、第五項及び第六項第三号に定める係数

2・3　（略）

（権利利益の保護に係る請求の方法）

第六条　特定事業所排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一　（略）

二　公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第四条第二項第四号から第十一号まで及び同条第三項第三号から第十号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量（同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあっては、温室効果ガス算定排出量の合計量）又は調整後温室効果ガス排出量若しくは同条第二項第十三号から第十五号までのいずれかに掲げる事項

三　（略）

2・3　（略）

び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者のものを乗じて得られる量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に掲げる熱の量に同号に定める係数を乗じて得られる量及び算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された同項第二号に掲げる熱の量に第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数のうち当該熱を供給する熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。第二十条の二第三項において同じ。）のものを乗じて得られる量を合算して得られる量、非化石証書の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に同条第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

（新設）

3　（略）

4　事業所管大臣は、前三項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

5　二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う第一項から第三項までの規定による説明は、当該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

第五条　次に掲げる算定方法又は係数を用いて温室効果ガス算定排出量を算定した特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該算定方法又は係数についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

一・二　（略）

三　算定省令第二条第三項、第五項及び第六項第二号に定める係数

2・3　（略）

（権利利益の保護に係る請求の方法）

第六条　特定事業所排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一　（略）

二　公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第四条第二項第四号から第十一号まで及び同条第三項第三号から第十号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量（同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあっては、温室効果ガス算定排出量の合計量）又は調整後温室効果ガス排出量若しくは同条第二項第十三号若しくは第十四号に掲げる事項

三　（略）

2・3　（略）

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）

第十二条　（略）

2　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項から第五項まで並びに第五条第一項及び第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣
第四条の二第六項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣
（略）	（略）	（略）

3　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項から第五項まで並びに第五条第一項及び第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第六項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
（略）	（略）	（略）

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）

第十二条　（略）

2　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項から第五項まで並びに第五条第一項及び第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣
第四条の二第六項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣
（略）	（略）	（略）

3　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項から第四項まで並びに第五条第一項及び第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第五項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣
（略）	（略）	（略）

4　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項から第五項まで並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項に規定する主務大臣
第四条の二第六項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項に規定する主務大臣

5　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項から第五項まで並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第六項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣

4　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項から第五項まで並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項に規定する主務大臣
第四条の二第六項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項に規定する主務大臣

5　法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四条の二第二項から第五項まで並びに第五条第一項及び第二項	事業所管大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣
第四条の二第六項、第五条第三項及び第六条第二項	事業を所管する大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣

様式第１（第４条関係）

様式第一を次のように改める。

温室効果ガス算定排出量等の報告書

年　　月　　日

事業所管大臣（地方支分部局長）　殿

報告者　住　　所（ふりがな）〒

氏名又は名称（ふりがな）

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第26条第１項の規定により、温室効果ガス算定排出量等に関する事項について、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td colspan="3">特定排出者コード</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（ふりがな）
特定排出者の名称

（前回の報告における名称）</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（ふりがな）
所在地</td><td colspan="9">〒　－
都道府県　　市区町村</td></tr>
<tr><td colspan="3">商標又は商号等</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="3">特定排出者の主たる事業</td><td colspan="4"></td><td>事業コード</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">特定排出者の主たる事業を所管する大臣</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="5">特定排出者において常時使用される従業員の数</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="6">温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量</td><td colspan="6">第１表、第２表及び別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="3">権利利益の保護に係る請求の有無
（該当するものに○をすること）</td><td colspan="2">１．有
２．無</td><td colspan="3">その他の関連情報の提供の有無
（該当するものに○をすること）</td><td colspan="3">１．有
２．無</td></tr>
<tr><td rowspan="4">担当者
（問合せ先）</td><td colspan="2">部署</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="2">（ふりがな）
氏名</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="2">メールアドレス</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="2">※受理年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td><td colspan="2">※処理年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
</table>

備考　１　本様式は、特定排出者ごとに作成すること。
２　特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
３　特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
４　前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
５　特定排出者が連鎖化事業者に該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
６　特定排出者の主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記載し、２以上の業種に属する事業を行う特定排出者にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
７　特定排出者において常時使用される従業員の数の欄には、前年４月１日現在（前年度中に事業を開始した特定排出者においては事業を開始した日）における人数を記載すること。
８　権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第 27 条第１項の請求に係るものである場合は「１．有」に○をすること。
９　その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第 32 条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。
10　※の欄には、記載しないこと。
11　本様式及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

【特定排出者単位の報告】

排出年度：　　年度

第１表　特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		温室効果ガス算定排出量			
			①燃料の使用に伴うエネルギー起源CO_2（②を除く。）	②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO_2	③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源CO_2	④非エネルギー起源CO_2（⑤を除く。）
			⑤廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO_2	⑥CH_4	⑦N_2O	⑧HFC
			⑨PFC	⑩SF_6	⑪NF_3	⑫エネルギー起源CO_2（発電所等配分前）
－	特定排出者全体		①　t-CO_2	②　t-CO_2	③　t-CO_2	④　t-CO_2
			⑤　t-CO_2	⑥　t-CO_2	⑦　t-CO_2	⑧　t-CO_2
			⑨　t-CO_2	⑩　t-CO_2	⑪　t-CO_2	⑫　t-CO_2
1	事業の名称		①　t-CO_2	②　t-CO_2	③　t-CO_2	④　t-CO_2
			⑤　t-CO_2	⑥　t-CO_2	⑦　t-CO_2	⑧　t-CO_2
	細分類番号		⑨　t-CO_2	⑩　t-CO_2	⑪　t-CO_2	⑫　t-CO_2
	当該事業を所管する大臣					
2	事業の名称		①　t-CO_2	②　t-CO_2	③　t-CO_2	④　t-CO_2
			⑤　t-CO_2	⑥　t-CO_2	⑦　t-CO_2	⑧　t-CO_2
	細分類番号		⑨　t-CO_2	⑩　t-CO_2	⑪　t-CO_2	⑫　t-CO_2
	当該事業を所管する大臣					
3	事業の名称		①　t-CO_2	②　t-CO_2	③　t-CO_2	④　t-CO_2
			⑤　t-CO_2	⑥　t-CO_2	⑦　t-CO_2	⑧　t-CO_2
	細分類番号		⑨　t-CO_2	⑩　t-CO_2	⑪　t-CO_2	⑫　t-CO_2
	当該事業を所管する大臣					

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

２　番号１から３までの項に、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　①～⑫の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

①　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料（都市ガスを含む。以下同じ。）の使用に伴って発生する量（②を除く。）

②　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、廃棄物の原燃料使用に伴って発生する量

③　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、他人から供給された電気及び熱の使用に伴って発生する量

④　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①、②、③及び⑤を除く。）

⑤　廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）

⑥　メタンの温室効果ガス算定排出量

⑦　一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量

⑧　ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量

⑨　パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量

⑩　六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

⑪　三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量

⑫　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）

４　①の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

５　①の量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の１及び第３表の２にも必要事項を記載すること。③の量に、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の３及び第３表の４にも必要事項を記載すること。さらに、備考７(1)イからエまでに掲げる量が含まれる場合には、第５表の１にも必要事項を記載すること。③の量に、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第３表の５及び第３表の６にも必要事項を記載すること。さらに、備考７(2)カ及びキに掲げる量が含まれる場合には、第５表の１にも必要事項を記載すること。

６　②の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

(1)　廃棄物の燃料としての使用

(2)　廃棄物を原材料とする燃料の使用

７　③の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。

(1)　次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量

ア　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

イ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

ウ　非化石電源二酸化炭素削減相当量

エ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

(2)　次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量

オ　他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

カ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量

キ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移転量

８　⑤の欄には、廃棄物の焼却（焼却時に発生する熱を回収するものに限る。）に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること。

９　⑧及び⑨の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。

10　⑫の欄は、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。

11　⑫の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

12　本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①、②、③及び⑫の欄には記載する必要はないこと。

13　①、②、④、⑤及び⑫の量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて第５表の７及び第５表の８にも必要事項を記載すること。

第２表　特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	$t\text{-}CO_2$

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。

第３表の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO_2/千m^3		
t-CO_2/千m^3		
t-CO_2/千m^3		
t-CO_2/千m^3		
t-CO_2/千m^3		
t-CO_2/千m^3		
t-CO_2/千m^3		
t-CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第３表の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO_2/千m^3		
t-CO_2/千m^3		
t-CO_2/千m^3		
t-CO_2/千m^3		
t-CO_2/千m^3		
t-CO_2/千m^3		
t-CO_2/千m^3		
t-CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第３表の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第３表の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		
$t\text{-}CO_2/kWh$		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第３表の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第３表の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		
$t\text{-}CO_2/GJ$		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第４表　法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第３表の１及び第３表の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第３表の３及び第３表の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第３表の５及び第３表の６に記載すること。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、第５表の７及び第５表の８に記載すること。

第５表の１　温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種　　別	合　計　量
１．	$t\text{-}CO_2$
２．	$t\text{-}CO_2$
３．	$t\text{-}CO_2$
４．	$t\text{-}CO_2$

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。あわせて、第５表の２、第５表の３及び第５表の４に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第５表の５に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、第５表の６に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

第５表の２　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
～		$t\text{-}CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t\text{-}CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t\text{-}CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t\text{-}CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
合　計　量		$t\text{-}CO_2$	―
（うち再エネ電力由来）		$t\text{-}CO_2$	―
（うち再エネ熱由来）		$t\text{-}CO_2$	―

備考　１　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が２以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。
８　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第５表の３　国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	$t\text{-}CO_2$
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	$t\text{-}CO_2$
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		$t\text{-}CO_2$
④①～③の合計		$t\text{-}CO_2$
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t\text{-}CO_2$
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t\text{-}CO_2$
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t\text{-}CO_2$
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t\text{-}CO_2$

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
④ ①～③の量の合計量
⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
⑦ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
⑧ ⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

第５表の４　国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン熱証書	$t\text{-}CO_2$
	②再エネ熱の導入に係るクレジット	$t\text{-}CO_2$
	③①及び②の合計	$t\text{-}CO_2$
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t\text{-}CO_2$
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t\text{-}CO_2$

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③ ①及び②の量の合計量
④ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑤ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

第５表の５　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		$t\text{-}CO_2$
		$t\text{-}CO_2$
		$t\text{-}CO_2$
		$t\text{-}CO_2$
合　　計　　量		$t\text{-}CO_2$

備考　１　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が２以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する全ての情報（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
４　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
５　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第５表の６　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	$t\text{-}CO_2/kWh$		$t\text{-}CO_2$

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が２以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

第５表の７　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	$t\text{-}CO_2$

備考　１　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
２　控除する二酸化炭素の種別が２以上になる場合には、その合計量を記載すること。

第５表の８　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	$t\text{-}CO_2$
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	$t\text{-}CO_2$
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　１　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
２　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。
３　控除する二酸化炭素の種別が２以上になる場合には、表の追加を行うこと。

第５表の９　森林等炭素蓄積変化量

種　　別	種別ごとの森林等炭素蓄積変化量
①　森林	$t\text{-}CO_2$
②　木材	$t\text{-}CO_2$
③　合計	$t\text{-}CO_2$

備考　１　本表の各欄には、次に掲げるそれぞれの二酸化炭素の合計量（単位：$t\text{-}CO_2$）を記載すること。
①　国内における森林の整備及び保全並びに森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更に伴い変化した炭素蓄積の量に相当する二酸化炭素の合計量
②　国内における建築物その他の工作物又は家具その他の物品における木材の使用、廃棄又は滅失に伴い変化した炭素蓄積の量に相当する二酸化炭素の合計量
③　①と②の量の合計量
２　森林等炭素蓄積変化量の増加は正の値、減少は負の値で記載すること。

第５表の10　森林等炭素蓄積変化量に関する情報

種別	情報			
森林	森林の現況	所有森林の面積（合計）		ha
		所有森林のうち、全ての森林を算定する場合又は算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その面積…①		ha
		所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その選定の考え方		
		①のうち、クレジット制度においてプロジェクト登録している森林の面積…②		ha
		①のうち、被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林の面積…③		ha
		被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林がある場合、その被害の内容		
		①のうち、他の特定排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林の面積…④		ha
		①のうち、他の特定排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林について、その特定排出者名		
		所有者（特定排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林の面積…⑤		ha
		所有者（特定排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林について、その所有者名		
		算定する森林の面積（①－②－③－④＋⑤）		ha
		算定する森林の所在する都道府県		
	算定する森林のうち、計画の対象となる森林	森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の別		
		対象面積		ha
		代表的な樹種		
		主伐面積		ha
		主伐材積		m^3
		森林の蓄積	期首	m^3

			期末	m^3
		変化した森林の蓄積の量		m^3
		森林の蓄積の算定に使用したデータの別		
		変化した炭素蓄積の量		t-C
	算定する森林のうち、計画の対象となる森林を除いた森林	対象面積		ha
		主伐面積		ha
		主伐材積		m^3
		減少した森林の蓄積の量		m^3
		減少した炭素蓄積の量		t-C
	森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更（算定する森林の土地）	用途の変更内容		
		用途の変更年度		
		用途を変更した面積		ha
		変化した炭素蓄積の量（土地）		t-C
	過年度に報告した森林のうち譲渡した森林	対象面積		ha
		減少した炭素蓄積の量		t-C
	過年度に報告された森林のうち譲渡された森林	対象面積		ha
		増加した炭素蓄積の量		t-C
木材	使用した木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別		
		対象木材使用量	建築物その他の工作物（構造材）	m^3
				kg
			建築物その他の工作物（非構造材）	m^3
				kg
			家具その他の物品	m^3
				kg
		代表的な樹種		
		合法性を確認できる伝達情報等の主な件名		
		増加した炭素蓄積の量		t-C
	廃棄又は滅失した木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別		
		対象木材使用量	建築物その他の工作物	m^3
				kg
			家具その他の物品	m^3
				kg
		減少した炭素蓄積の量		t-C
	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した対象木材使用量		m^3
				kg
		被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材がある場合、その被害の内容		
	過年度に使用した木材として報告した木材のうち譲渡した木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別		
		減少した炭素蓄積の量		t-C
	過年度に使用した木材として報告された木材のうち譲渡された木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別		
		増加した炭素蓄積の量		t-C

	過年度に使用した木材として報告した木材のうち使用中の木材	建築物その他の工作物	件数	件
			炭素蓄積の量	t-C
		家具その他の物品	件数	件
			炭素蓄積の量	t-C

備考　１　所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合は、「所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その選定の考え方」の欄に、次に掲げる事項のいずれかを満たしていることを記載すること。

(1)　市町村単位で、当該市町村の区域内の所有森林を全て選定していること（市町村名を記入すること）

(2)　除外した森林で主伐は予定されておらず、主伐が予定されている森林は全て選定していること

２　「①のうち、被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林の面積」の欄には、災害その他やむを得ない事由により被害を受けた森林であって、算定から除外すると判断した森林の面積を記載すること。

３　「算定する森林のうち、計画の対象となる森林」について、森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画を添付すること。また、合法性の確認又は証明を要する木材にあっては、合法性を確認又は証明できる伝達情報等の全部又は一部を添付すること。ただし、当該情報等の一部を添付する場合において、事業所管省庁から求めがあった場合は残りの全部又は一部を提出すること。

４　「炭素蓄積の量」の報告単位はt-Cとすること。また、「算定する森林のうち、計画の対象となる森林」の欄における「変化した炭素蓄積の量」の増加は正の値、減少は負の値で記載すること。

５　「森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更（算定する森林の土地）」の欄には、森林を算定する者が、森林以外の土地から森林への用途の変更又は森林から森林以外の土地への用途の変更があった際に、「変化した炭素蓄積の量（土地）」の増加は正の値、減少は負の値で記載すること。「用途の変更年度」の欄には、用途の変更が完了した年度を記載すること。

６　「過年度に報告した森林のうち譲渡した森林」の欄には、自らが過年度に報告した森林のうち、他の者に譲渡した森林について記載すること。「過年度に報告された森林のうち譲渡された森林」の欄には、他の特定排出者により過年度に報告された森林のうち、自らに譲渡された森林について記載すること。

７　「対象木材使用量」の欄には、立方メートルで表した材積又はキログラムで表した重量を記載すること。

８　「被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材」の欄には、災害その他やむを得ない事由により被害を受けた木材であって、廃棄又は滅失した木材の算定から除外すると判断した木材について記載すること。

９　「過年度に使用した木材として報告した木材のうち譲渡した木材」の欄には、自らが過年度に使用した木材として報告した木材のうち、他の者に譲渡した木材について記載すること。「過年度に使用した木材として報告された木材のうち譲渡された木材」の欄には、他の特定排出者により過年度に使用した木材として報告された木材のうち、自らに譲渡された木材について記載すること。

10　「過年度に使用した木材として報告した木材のうち使用中の木材」の欄には、過年度に報告した使用中の木材について毎年度報告を行うこと。

第６表　特定排出者が設置する特定事業所の一覧

事業所番号	エネルギー管理指定工場等番号（指定区分）	事業所の名称	事業所の所在地	事業所において行われる事業	
				事業コード	事業の名称
1	（第　種）		〒		
2	（第　種）		〒		
3	（第　種）		〒		
4	（第　種）		〒		
5	（第　種）		〒		
6	（第　種）		〒		
7	（第　種）		〒		
8	（第　種）		〒		
9	（第　種）		〒		
10	（第　種）		〒		

備考　１　本表には、特定排出者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。
２　エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。
３　事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、２以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
４　本表に記載した特定事業所については、当該事業所ごとの温室効果ガス算定排出量等を、別紙を添付することにより報告すること。

（別紙）【特定事業所単位の報告】

排出年度：　　年度

							事業所番号		
（ふりがな） 事業所の名称 （前回の報告における名称）									
（ふりがな） 所在地	〒　－ 都道府県　市区町村								
事業所において行われる事業									
特定排出者コード									
都道府県コード			事業コード						
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場等番号									
温室効果ガス算定排出量	別紙第１表のとおり								
権利利益の保護に係る請求の有無 （該当するものに○をすること）	１．有 ２．無		その他の関連情報の提供の有無 （該当するものに○をすること）				１．有 ２．無		
担当者 （問合せ先）	部署								
	（ふりがな） 氏名								
	電話番号								
	メールアドレス								

備考　１　本別紙は、第６表に記載する事業所ごとに作成すること。
２　事業所番号の欄には、第６表の事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
３　前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
４　事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、２以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
５　特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
６　権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第 27 条第１項の請求に係るものである場合は「１．有」に○をすること。
７　その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第 32 条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。

事業所番号	

別紙第１表　特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量			
①エネルギー起源CO_2（②を除く。） t-CO_2	②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO_2 t-CO_2	③非エネルギー起源CO_2（④を除く。） t-CO_2	④廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO_2 t-CO_2
⑤CH_4 t-CO_2	⑥N_2O t-CO_2	⑦HFC t-CO_2	⑧PFC t-CO_2
⑨SF_6 t-CO_2	⑩NF_3 t-CO_2	⑪エネルギー起源CO_2（発電所等配分前） t-CO_2	

備考　１　①～⑪の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）
②　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、廃棄物の原燃料使用に伴って発生する量
③　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①、②及び④を除く。）
④　廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）
⑤　メタンの温室効果ガス算定排出量
⑥　一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
⑦　ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
⑧　パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
⑨　六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
⑩　三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量
⑪　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）

２　①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
(1)　燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の原燃料使用に伴って発生するものを除く。）
(2)　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
(3)　他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

３　①の量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第２表の１にも必要事項を記載すること。①の量に、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第２表の２にも必要事項を記載すること。①の量に、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第２表の３にも必要事項を記載すること。

４　②の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
(1)　廃棄物の燃料としての使用
(2)　廃棄物を原材料とする燃料の使用

５　④の欄には、廃棄物の焼却（焼却時に発生する熱を回収するものに限る。）に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること。

６　⑦及び⑧の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。

７　⑪の欄は、本別紙に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。

８　⑪の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

９　本報告に係る特定事業所がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①、②及び⑪の欄には記載する必要はないこと。

10　①から④まで及び⑪の量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて別紙第４表及び別紙第５表にも必要事項を記載すること。

事業所番号	

別紙第２表の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
$t\text{-}CO_2/千m^3$	

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第２表の２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
$t\text{-}CO_2/kWh$	

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第２表の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
$t\text{-}CO_2/GJ$	

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第３表　法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当

該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第２表の１に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第２表の２に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第２表の３に記載すること。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、別紙第４表及び別紙第５表に記載すること。

別紙第４表　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	$t\text{-}CO_2$

備考　１　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。

２　控除する二酸化炭素の種別が２以上になる場合には、その合計量を記載すること。

別紙第５表　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	$t\text{-}CO_2$
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	$t\text{-}CO_2$
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　１　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。

２　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。

３　控除する二酸化炭素の種別が２以上になる場合には、表の追加を行うこと。

様式第１の２（第６条及び第15条関係）

※受　理　日	年　　月　　日
※整 理 番 号	
※結　　果	
※決定通知日	年　　月　　日

権利利益の保護に係る請求書

年　　月　　日

事業所管大臣（地方支分部局長）　殿

請求者

（ふりがな）
住　　所　〒

（ふりがな）
氏　　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

法人番号

地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の規定により、同法第26条第１項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量に代えて、同法第27条第１項で定めるところにより合計した量をもって同法第28条第１項の規定による通知を行うことを請求します。

公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量若しくは第４条第２項第13号から第15号までのいずれかに掲げる事項	
（温室効果ガスの名称等）	$t\text{-}CO_2$
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由	
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実	

備考　１　※の欄には、記載しないこと。
　　２　本様式は、請求に係る温室効果ガスである物質ごとに作成すること。
　　３　権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実に関しては、事実を証する書類を添付することができる。
　　４　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第一の二を次のように改める。

様式第二を次のように改める。

様式第２（第11条及び第19条関係）

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

年　月　日

事業所管大臣（地方支分部局長）　殿

提供者　住所（ふりがな）　〒

氏名又は名称（ふりがな）

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律第 32 条第１項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

１．この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。

２．この情報は、当事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。

該当するいずれかの番号を記載	
特定排出者コード	
事業所番号	
エネルギー管理指定工場等番号	
事業所の名称	

１．温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報

２．温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報

３．温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報

（１）省エネルギーの取組状況

詳細URL

（２）再生可能エネルギーの使用状況

詳細URL

（３）エネルギー転換の状況（電化、燃料転換等）

詳細URL

（４）その他の実施した措置（工業プロセスの変更、農業方法の変更等）

詳細URL

４．温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報

５．温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報

（１）温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報

① サプライチェーン排出量算定・削減の取組

詳細URL

② 企業グループ全体の温室効果ガスの排出量　$t\text{-}CO_2$

算定対象範囲（国内事業者のみ、国外事業者も含む等）その他の詳細

詳細URL

（２）他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

① 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して製品等に利用することで他の者の温室効果ガス排出量の削減に寄与した量に関する情報

回収した二酸化炭素の量	$t\text{-}CO_2$
回収した二酸化炭素の用途等に関する情報	

詳細URL

② その他他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

詳細URL

（３）調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況

詳細URL

（４）温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

①　自らの温室効果ガス吸収等（所有する木材の炭素蓄積を含む。）の取組及び吸収量等に関する情報

詳細URL

② 他の者の温室効果ガス吸収等（販売した木材の炭素蓄積を含む。）に貢献する取組及び当該取組に係る吸収量等に関する情報

詳細URL

6．温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報

（1）温室効果ガスの排出量等に対する自らの確認に関する情報

詳細URL

（2）温室効果ガスの排出量等に対する第三者による検証又は保証に関する情報

詳細URL

7．気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報

（1）気候変動関連の目標に関する情報

長期目標から順に記載すること

目標１	目標年又は年度	年又は年度
	基準年又は年度	年又は年度

目標詳細（目標の対象、目標値等）	
目標に対する進捗状況	
詳細URL	

目標２	目標年又は年度	年又は年度
	基準年又は年度	年又は年度
	目標詳細（目標の対象、目標値等）	
	目標に対する進捗状況	
	詳細URL	

（２）気候変動関連の計画に関する情報

詳細URL

（３）気候変動関連の情報開示に関する情報

① サステナビリティ関連情報開示の実施（TCFD提言への賛同も含む。）

□　実施している

② 具体的な情報開示の取組状況

詳細URL

８．その他の情報

担当者（問合せ先）

部　　署	
ふりがな	
氏　　名	
電話番号	

※受理年月日	年　　月　　日	※処理年月日	年　　月　　日

備考　１　本様式の提出は任意であること。必要に応じ、特定排出者ごと又は事業所ごとに１部作成し、特定排出者に係るものは当該特定排出者として行う報告に添えて、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、提出すること。
２　提供された情報については公表されるものであること。ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
３　全ての欄に記載する必要はないこと。
４　各欄への記載について、環境報告書・統合報告書やホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載することで代替することができる。
５　特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
６　事業所に係る情報を提供する場合は、事業所番号の欄に、様式第１第６表の事業所番号を記載すること。ただし、様式第１を提出しない場合は、この限りでない。
７　事業所に係る情報を提供する場合は、エネルギー管理指定工場等番号の欄に、別途経済産業大臣により指定された番号を記載すること。ただし、経済産業大臣による指定が行われていない場合は、この限りでない。
８　温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
９　温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス排出原単位（温室効果ガス算定排出量その他の特定排出者又は事業所において把握している温室効果ガスの排出量（以下単に「温室効果ガスの排出量」という。）を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。）の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
10　温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、省エネルギーの取組状況、再生可能エネルギーの使用状況、エネルギー転換の状況、その他の実施した措置について、削減効果と併せて記載することができる。
11　温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄で記載した温室効果ガス排出原単位及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄で記載した削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方

法について記載することができる。また、政省令で定める算定方法・排出係数と異なる算定方法（実測、モデル計算等）・排出係数を用いて排出量を算定した場合、その詳細についても記載することができる。

12　温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報の欄には、サプライチェーン排出量（Scope1 排出量（事業者自らが直接的に排出する温室効果ガスの量）、Scope2 排出量（他人から供給された電気又は熱の使用に伴い間接的に排出する温室効果ガスの量）及び Scope3 排出量（Scope2 排出量以外で事業者が間接的に排出する温室効果ガスの量）の合計量をいう。）算定・削減の取組、企業グループ全体の温室効果ガスの排出量について記載することができる。企業グループ全体の温室効果ガスの排出量に関しては、算定対象とした企業グループの範囲等についても併せて記載することができる。

13　他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報の欄には、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して製品等に利用することで他の者の温室効果ガス排出量の削減に寄与した量その他他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量について、回収した二酸化炭素の用途等に関する情報及び削減貢献量の算定方法の詳細と併せて記載することができる。

14　調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況の欄には、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量として定められたクレジット以外のクレジットの取得・活用の状況について記載することができる。

15　自らの温室効果ガス吸収等（所有する木材の炭素蓄積を含む。）の取組及び吸収量等に関する情報の欄には、自らの森林経営等による温室効果ガス吸収の取組及びその吸収量並びに炭素蓄積の取組及びその蓄積量について記載することができる。吸収量等の記載に当たっては、その算定方法についても記載すること。また、省令及び告示で定める算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合、その詳細についても記載することができる。

16　他の者の温室効果ガス吸収等（販売した木材の炭素蓄積を含む。）に貢献する取組及び当該取組に係る吸収量等に関する情報の欄には、他の者の森林経営の受託又は木材製品を販売している場合等における温室効果ガス吸収に貢献する取組及びその吸収量並びに炭素蓄積の取組及びその蓄積量について記載することができる。吸収量等の記載に当たっては、その算定方法についても記載すること。また、省令及び告示で定める算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合、その詳細についても記載することができる。

17　温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報の欄には、温室効果ガスの排出量等に対する自らの確認又は第三者による検証若しくは保証の有無について、また、それらがある場合は、確認又は検証若しくは保証の対象や実施された手続等その具体的内容について記載することができる。

18　気候変動関連の目標に関する情報の欄には、温室効果ガスの排出量の削減目標等の気候変動対策に関する目標について、目標年又は年度、基準年又は年度、目標の対象、目標値、目標に対する進捗状況を含めて記載することができる。また、SBTi（企業がパリ協定と整合した温室効果ガスの排出量の削減目標を設定し、認定を取得する国際的なイニシアティブ）の認定取得状況、RE100（企業が事業で使用する全ての電力を再生可能エネルギー由来の電力で賄うことを目指す国際的なイニシアティブ）への参加状況等についても記載することができる。３つ以上の目標を記載する場合は、記載欄を追加すること。

19　気候変動関連の計画に関する情報の欄には、温室効果ガスの排出量の削減及び吸収に関する計画・戦略、ビジネスモデルの転換又は技術開発・イノベーションの取組状況・計画について記載することができる。

20　気候変動関連の情報開示に関する情報の欄には、サステナビリティ関連情報開示の実施（TCFD 提言（TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が 2017 年に公表した「Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」をいう。）への賛同を含む。）及び具体的な情報開示の取組状況について記載することができる。

21　その他の情報の欄には、上記のいずれの欄にも記載しなかった温室効果ガスの排出量の削減等に関する情報について記載することができる。

22　担当者の欄は、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。

23　※の欄には、記載しないこと。

24　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下「新報告命令」という。）の規定は、令和九年度以降の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第一項の規定による報告、同法第二十七条第一項の規定による請求及び同法第三十二条第一項の規定による情報の提供について適用する。

3　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4　新報告命令第一条第八号の規定（建築物その他の工作物又は家具その他の物品における木材の使用に関する部分に限る。）は、この命令の施行の日以後に取得された建築物その他の工作物又は家具その他の物品について適用する。

省　令

○文部科学省令第一号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十二日

文部科学大臣　松本　洋平

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第二（第四条関係）	
国立大学	附属学校
［略］	［略］
横浜国立大学	附属鎌倉小学校、附属横浜小学校、附属鎌倉中学校、附属横浜中学校、附属特別支援学校
［略］	［略］

改正前	
別表第二（第四条関係）	
国立大学	附属学校
［同上］	［同上］
横浜国立大学	教育学部附属鎌倉小学校、教育学部附属横浜小学校、教育学部附属鎌倉中学校、教育学部附属横浜中学校、教育学部附属特別支援学校
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

その他告示

○財務省告示第三十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月五日に発行した利付国債の発行条件等を次のように告示する。

令和八年二月十二日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）（第480回）

2　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,215,800,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,991,147,500,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で57,222,400,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で167,430,100,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で29,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で583,800,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,214,525,195,000円
⑵　非競争入札発行	28,983,180円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	583,461,396,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年１月５日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円92銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円94銭２厘
12　利率	年1.1％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.1}{100}$×$\frac{4}{365}$
14　初期利子	令和８年７月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年１月１日及び７月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和10年１月１日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年１月５日

○財務省告示第三十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第183回)
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,928,000,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,362,091,400,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で108,375,550,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で457,533,050,000円
⑵　非競争入札発行	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で59,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で571,400,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で82,000,000,000円

7	払込金額	
	⑴ 価格競争入札発行	1,924,439,110,000円
	⑵ 非競争入札発行	58,893,800円
	⑶ 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	570,371,480,000円
	⑷ 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	81,852,400,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年１月15日
11	発行価格	
	⑴ 価格競争入札発行	額面金額100円につき99円77銭以上のそれぞれの応募価格
	⑵ 非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円82銭
12	利率	年1.6％
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.6}{100}$×$\frac{26}{365}$
14	初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.6}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和12年12月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年１月15日

○財務省告示第三十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十二日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	クライメート・トランジション利付国庫債券（５年）(第４回)
2	発行の根拠法律及びその条項	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和５年法律第32号）第７条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回りを競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で299,900,000,000円 うち、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第７条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で99,116,950,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で200,783,050,000円
7	払込金額	298,730,390,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年１月27日
11	発行価格	額面金額100円につき99円61銭
12	利率	年1.6％
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.6}{100}$×$\frac{38}{365}$
14	初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.6}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和12年12月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年１月27日

○財務省告示第三十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十二日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）(第381回)
2	発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の26第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,958,500,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,638,002,700,000円、子ども・子育て支援法第71条の26第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で7,223,600,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で30,014,850,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で283,258,850,000円
⑵　非競争入札発行	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で360,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で640,800,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,959,198,570,000円
⑵　非競争入札発行	360,144,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	641,056,320,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年１月７日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円99銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円４銭
12　利率	年2.1％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.1}{100}$×$\frac{18}{365}$
14　初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和17年12月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年１月７日

○財務省告示第四十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年二月十二日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第195回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で607,800,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で512,857,850,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で8,548,300,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で86,393,850,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で191,700,000,000円

7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	603,874,050,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	190,453,950,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年１月21日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円10銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円35銭
12　利率	年3.2％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.2}{100}$×$\frac{32}{365}$
14　初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.2}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和27年12月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年１月21日

○財務省告示第四十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十二日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第89回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第47条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で524,900,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で389,950,000,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で5,737,400,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で129,212,600,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で174,000,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で15,200,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	521,222,800,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	172,782,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	15,093,600,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年１月９日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円15銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円30銭
12　利率	年3.4％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.4}{100}$×$\frac{20}{365}$
14　初期利子	令和８年６月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.4}{100}$×$\frac{1}{2}$

15	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和37年12月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年１月９日

○財務省告示第四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月二十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年二月十二日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（40年）（第18回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項、第47条第１項及び第62条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
⑴	利回り競争入札発行	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
⑴	利回り競争入札発行	額面金額で399,800,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で161,567,550,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で40,135,150,000円、同法第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で192,368,000,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で5,729,300,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第47条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で38,000,000,000円
7	払込金額	
⑴	利回り競争入札発行	348,905,460,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	33,162,600,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年１月29日
11	発行価格	額面金額100円につき87円27銭
12	利率	年3.1％
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.1}{100}$×$\frac{131}{365}$
14	初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.1}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和47年３月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年１月29日

○財務省告示第四十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年二月十二日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）（第470回、第472回及び第476回）、利付国庫債券（５年）（第151回、第152回、第153回、第154回、第157回、第158回及び第161回）、利付国庫債券（10年）（第346回、第347回、第348回、第350回、第351回、第352回、第353回、第354回、第355回、第356回、第357回、第358回、第359回、第360回及び第361回）及び利付国庫債券（20年）（第93回、第95回、第97回、第98回、第104回、第105回、第109回、第110回、第111回、第112回、第113回、第114回、第115回、第116回、第117回、第118回、第119回、第120回、第121回、第122回、第123回及び第124回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で698,400,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	686,612,170,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年１月23日

11　発　行　価　格　発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

12　利　　率　（別表のとおり）

13　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

14　利　　子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\frac{1}{2}$$

15　償　還　期　限　（別表のとおり）

16　償　還　金　額　額面金額100円につき100円

17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和８年１月22日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

18　元利金支払場所　日本銀行

19　入　札　参　加　者　財務大臣から通知を受けた者

20　払　込　期　日　令和８年１月23日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（２年）(第470回)	0.8％	令和９年３月１日	100,000,000円
利付国庫債券（２年）(第472回)	0.7％	令和９年５月１日	1,000,000,000円
利付国庫債券（２年）(第476回)	0.9％	令和９年９月１日	400,000,000円
利付国庫債券（５年）(第151回)	0.005％	令和９年３月20日	4,300,000,000円
利付国庫債券（５年）(第152回)	0.1％	令和９年３月20日	14,000,000,000円
利付国庫債券（５年）(第153回)	0.005％	令和９年６月20日	1,300,000,000円
利付国庫債券（５年）(第154回)	0.1％	令和９年９月20日	37,900,000,000円
利付国庫債券（５年）(第157回)	0.2％	令和10年３月20日	2,600,000,000円
利付国庫債券（５年）(第158回)	0.1％	令和10年３月20日	300,000,000円
利付国庫債券（５年）(第161回)	0.3％	令和10年６月20日	900,000,000円
利付国庫債券（10年）(第346回)	0.1％	令和９年３月20日	70,700,000,000円
利付国庫債券（10年）(第347回)	0.1％	令和９年６月20日	1,700,000,000円
利付国庫債券（10年）(第348回)	0.1％	令和９年９月20日	20,800,000,000円
利付国庫債券（10年）(第350回)	0.1％	令和10年３月20日	1,800,000,000円
利付国庫債券（10年）(第351回)	0.1％	令和10年６月20日	29,900,000,000円
利付国庫債券（10年）(第352回)	0.1％	令和10年９月20日	13,600,000,000円
利付国庫債券（10年）(第353回)	0.1％	令和10年12月20日	3,600,000,000円
利付国庫債券（10年）(第354回)	0.1％	令和11年３月20日	5,300,000,000円
利付国庫債券（10年）(第355回)	0.1％	令和11年６月20日	13,600,000,000円
利付国庫債券（10年）(第356回)	0.1％	令和11年９月20日	34,000,000,000円
利付国庫債券（10年）(第357回)	0.1％	令和11年12月20日	10,700,000,000円
利付国庫債券（10年）(第358回)	0.1％	令和12年３月20日	9,800,000,000円
利付国庫債券（10年）(第359回)	0.1％	令和12年６月20日	68,100,000,000円
利付国庫債券（10年）(第360回)	0.1％	令和12年９月20日	47,600,000,000円
利付国庫債券（10年）(第361回)	0.1％	令和12年12月20日	22,900,000,000円
利付国庫債券（20年）(第93回)	2.0％	令和９年３月20日	9,700,000,000円
利付国庫債券（20年）(第95回)	2.3％	令和９年６月20日	5,300,000,000円
利付国庫債券（20年）(第97回)	2.2％	令和９年９月20日	5,800,000,000円
利付国庫債券（20年）(第98回)	2.1％	令和９年９月20日	5,300,000,000円
利付国庫債券（20年）(第104回)	2.1％	令和10年６月20日	400,000,000円
利付国庫債券（20年）(第105回)	2.1％	令和10年９月20日	100,000,000円
利付国庫債券（20年）(第109回)	1.9％	令和11年３月20日	2,600,000,000円
利付国庫債券（20年）(第110回)	2.1％	令和11年３月20日	3,400,000,000円
利付国庫債券（20年）(第111回)	2.2％	令和11年６月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第112回)	2.1％	令和11年６月20日	6,200,000,000円
利付国庫債券（20年）(第113回)	2.1％	令和11年９月20日	14,800,000,000円
利付国庫債券（20年）(第114回)	2.1％	令和11年12月20日	39,300,000,000円
利付国庫債券（20年）(第115回)	2.2％	令和11年12月20日	19,300,000,000円
利付国庫債券（20年）(第116回)	2.2％	令和12年３月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第117回)	2.1％	令和12年３月20日	24,900,000,000円

利付国庫債券（20年）（第118回）	2.0％	令和12年６月20日	28,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第119回）	1.8％	令和12年６月20日	23,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第120回）	1.6％	令和12年６月20日	11,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第121回）	1.9％	令和12年９月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第122回）	1.8％	令和12年９月20日	12,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第123回）	2.1％	令和12年12月20日	25,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第124回）	2.0％	令和12年12月20日	23,300,000,000円

○財務省告示第四十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年一月十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十二日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（20年）（第125回、第126回、第127回、第128回、第129回、第131回、第132回、第133回、第134回、第135回、第136回、第137回、第138回、第149回、第151回、第152回、第153回、第154回、第155回、第156回、第158回、第159回、第163回、第164回、第166回、第167回及び第177回）及び利付国庫債券（30年）（第６回、第７回、第15回、第20回、第21回、第22回、第23回、第24回、第26回、第27回、第28回、第29回、第30回、第31回、第32回、第33回及び第34回）

2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

5　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

6　発行額　額面金額で649,000,000,000円

内訳（別表のとおり）

7　払込金額　575,017,566,000円

8　最低額面金額　50,000円

9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発行日　令和８年１月19日

11　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

12　利率　（別表のとおり）

13　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

14　利子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\frac{1}{2}$$

15　償還期限　（別表のとおり）

16　償還金額　額面金額100円につき100円

17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和８年１月16日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

18　元利金支払場所　日本銀行

19　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

20　払込期日　令和８年１月19日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（20年）（第125回）	2.2％	令和13年３月20日	5,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第126回）	2.0％	令和13年３月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第127回）	1.9％	令和13年３月20日	9,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第128回）	1.9％	令和13年６月20日	11,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第129回）	1.8％	令和13年６月20日	4,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第131回）	1.7％	令和13年９月20日	4,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第132回）	1.7％	令和13年12月20日	47,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第133回）	1.8％	令和13年12月20日	13,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第134回）	1.8％	令和14年３月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第135回）	1.7％	令和14年３月20日	30,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第136回）	1.6％	令和14年３月20日	40,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第137回）	1.7％	令和14年６月20日	11,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第138回）	1.5％	令和14年６月20日	13,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第149回）	1.5％	令和16年６月20日	12,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第151回）	1.2％	令和16年12月20日	7,300,000,000円

利付国庫債券（20年）(第152回)	1.2％	令和17年３月20日	4,300,000,000円
利付国庫債券（20年）(第153回)	1.3％	令和17年６月20日	8,400,000,000円
利付国庫債券（20年）(第154回)	1.2％	令和17年９月20日	500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第155回)	1.0％	令和17年12月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第156回)	0.4％	令和18年３月20日	9,600,000,000円
利付国庫債券（20年）(第158回)	0.5％	令和18年９月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第159回)	0.6％	令和18年12月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第163回)	0.6％	令和19年12月20日	28,800,000,000円
利付国庫債券（20年）(第164回)	0.5％	令和20年３月20日	6,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第166回)	0.7％	令和20年９月20日	5,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第167回)	0.5％	令和20年12月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第177回)	0.4％	令和23年６月20日	188,900,000,000円
利付国庫債券（30年）(第６回)	2.4％	令和13年11月20日	1,700,000,000円
利付国庫債券（30年）(第７回)	2.3％	令和14年５月20日	3,800,000,000円
利付国庫債券（30年）(第15回)	2.5％	令和16年６月20日	3,500,000,000円
利付国庫債券（30年）(第20回)	2.5％	令和17年９月20日	8,500,000,000円
利付国庫債券（30年）(第21回)	2.3％	令和17年12月20日	400,000,000円
利付国庫債券（30年）(第22回)	2.5％	令和18年３月20日	3,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第23回)	2.5％	令和18年６月20日	400,000,000円
利付国庫債券（30年）(第24回)	2.5％	令和18年９月20日	2,800,000,000円
利付国庫債券（30年）(第26回)	2.4％	令和19年３月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第27回)	2.5％	令和19年９月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第28回)	2.5％	令和20年３月20日	500,000,000円
利付国庫債券（30年）(第29回)	2.4％	令和20年９月20日	13,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第30回)	2.3％	令和21年３月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第31回)	2.2％	令和21年９月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（30年）(第32回)	2.3％	令和22年３月20日	94,600,000,000円
利付国庫債券（30年）(第33回)	2.0％	令和22年９月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第34回)	2.2％	令和23年３月20日	14,000,000,000円

○財務省告示第四十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年一月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第479回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で10,134,400,000円
6	払込金額	10,142,507,520円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年１月８日
10	発行価格	額面金額100円につき100円８銭
11	利率	年1.0％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額$\times\frac{1.0}{100}\times\frac{38}{365}$
13	初期利子	令和８年６月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額$\times\frac{1.0}{100}\times\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年６月１日及び12月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和９年12月１日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年１月８日

○財務省告示第四十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十一日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第182回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で2,995,100,000円

6	払込金額	2,998,993,630円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年１月15日
10	発行価格	額面金額100円につき100円13銭
11	利率	年1.4％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.4}{100}$×$\frac{117}{365}$
13	初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和12年９月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年１月15日

○財務省告示第四十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年一月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十二日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第380回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で8,682,400,000円
6	払込金額	8,592,971,280円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年１月８日
10	発行価格	額面金額100円につき98円97銭
11	利率	年1.7％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{110}{365}$
13	初期利子	令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和17年９月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年１月８日

○財務省告示第四十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年一月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月十二日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・３年）（第187回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で78,543,010,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和８年１月15日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	利率	年1.10％
10	初期利子	令和８年７月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.10}{100}$×$\frac{1}{2}$
11	第２期以後の利子	毎年１月15日及び７月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12	償還期限	令和11年１月15日
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	払込期日	令和８年１月15日
15	払込場所	日本銀行の本店又は支店
16	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年１月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年１月15日から令和９年７月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年７月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{1}{2}$

17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年１月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年７月15日から令和９年１月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年７月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第四十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年一月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年二月十二日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・５年）（第177回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で213,621,760,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和８年１月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　利率	年1.35％
10　初期利子	令和８年７月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.35}{100}$×$\frac{1}{2}$
11　第２期以後の利子	毎年１月15日及び７月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12　償還期限	令和13年１月15日
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　払込期日	令和８年１月15日
15　払込場所	日本銀行の本店又は支店
16　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年１月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年１月15日から令和９年７月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年７月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{2}{2}$
17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年１月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年７月15日から令和９年１月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年７月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第五十号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年一月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年二月十二日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）（第189回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で211,224,630,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和８年１月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　初期利子の適用利率	年1.23％

10	第２期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。
11	初期利子	令和８年７月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.23}{100}$×$\frac{1}{2}$
12	第２期以後の利子	毎年１月15日及び７月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
13	償還期限	令和18年１月15日
14	償還金額	額面金額100円につき100円
15	払込期日	令和８年１月15日
16	払込場所	日本銀行の本店又は支店
17	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年１月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年１月15日から令和９年７月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年７月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）
18	中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年１月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年７月15日から令和９年１月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年７月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
19	元利金支払場所	日本銀行

官庁報告

国家試験

2026年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）

2　試験の区分　行政、デジタル・電気・電子、機械、土木、建築、物理、化学、農学、農業農村工学、林学及び教養

3　地域試験　試験の区分「行政」及び「教養」については、次に掲げる地域試験に区分し、実施する。

（地域試験）	（地域の範囲）
行政北海道地域 教養北海道地域	北海道
行政東北地域 教養東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
行政関東甲信越地域 教養関東甲信越地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
行政東海北陸地域 教養東海北陸地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
行政近畿地域 教養近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
行政中国地域 教養中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
行政四国地域 教養四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
行政九州地域 教養九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
行政沖縄地域 教養沖縄地域	沖縄県

4　対象官職　定型的な事務をその職務とする係員の官職その他の係員の官職（総合職試験及び専門職試験の対象官職を除く。）

（試験の区分「行政」及び「教養」については、前項に掲げるそれぞれの地域試験に対応する地域の範囲内に所在する官署又は行政執行法人の事務所に属する官職。ただし、本省庁に属する官職については、人事院規則８―12（職員の任免）第９条第４項の規定により、当該本省庁が所在する地域以外の地域に係る地域試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿からも採用される。）

5　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）	
行政職俸給表㈠	１級25号俸	232,000円
専門行政職俸給表	１級９号俸	232,800円
公安職俸給表㈠	２級13号俸	269,200円
公安職俸給表㈡	１級21号俸	263,600円
研究職俸給表	１級25号俸	238,600円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

行政執行法人の職員となる場合には、それぞれの行政執行法人において定められた給与が支給される。

6　受験資格　次に掲げる者とする。
⑴　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた者
⑵　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
ア　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
イ　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
⑶　試験の区分「教養」については、上記⑴及び⑵に掲げるもののほか、2005（平成17）年４月２日から2006（平成18）年４月１日までに生まれた者
ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。
7　第１次試験
⑴　試験種目
ア　試験の区分「行政」　基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び一般論文試験
イ　試験の区分「デジタル・電気・電子」、「機械」、「土木」、「建築」、「物理」、「化学」、「農学」、「農業農村工学」及び「林学」　基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）
ウ　試験の区分「教養」　基礎能力試験、課題対応能力試験及び一般教養論文試験
（専門試験の出題分野は別記１のとおりとする。）
（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績及び専門試験（多肢選択式）又は課題対応能力試験の成績を総合して行い、一般論文試験、専門試験（記述式）又は一般教養論文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）
⑵　試験の実施日　2026（令和８）年５月31日（日）
⑶　試験地
ア　試験の区分「行政」、「デジタル・電気・電子」、「機械」、「土木」、「建築」、「物理」、「化学」、「農学」、「農業農村工学」及び「林学」　札幌市、盛岡市、仙台市、秋田市、さいたま市、千葉市、東京都、新潟市、長野市、静岡市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、神戸市、松江市、岡山市、広島市、山口市、高松市、松山市、福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市及び那覇市
イ　試験の区分「教養」　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市
㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。
⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年６月24日（水）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。
8　第２次試験
⑴　試験種目　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
⑵　試験の実施日　2026（令和８）年７月８日（水）から７月24日（金）までの間の指定する日
⑶　試験地　別記２のとおりとする。
9　最終合格者発表　2026（令和８）年８月12日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
10　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分（地域試験の区分を含む。以下同じ。）ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。
11　受験手続
⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。
申し込むことができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。
申込受付期間は、2026（令和８）年２月19日（木）９時から３月23日（月）までとし、３月23日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年２月19日（木）及び２月20日（金）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
盛岡市、仙台市、秋田市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
さいたま市、千葉市、東京都、新潟市、長野市	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
静岡市、名古屋市、金沢市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
京都市、大阪市、神戸市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
松江市、岡山市、広島市、山口市	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
高松市、松山市	人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。
受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
12　受験上の配慮
⑴　試験の区分「行政」について、視覚障害のため活字印刷文による受験ができない者には、点字による試験（パソコンによる音声読み上げを補助として併用できる。）を行う。
点字試験の試験地は、６⑶及び別記２の１にかかわらず、札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市とする。
⑵　全ての試験の区分について、視覚障害（読字障害）の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。
⑶　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
13　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。
なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３）に行うこと。
⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記１

専　門　試　験　出　題　分　野　一　覧

専門試験（多肢選択式）

（試験の区分）	（出　題　分　野）
行　政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法（総則及び物権）、民法（債権、親族及び相続）、ミクロ経済学、マクロ経済学、財政学・経済事情、経営学、国際関係、社会学、心理学、教育学、英語（基礎）及び英語（一般）のうち、受験者の選択する８科目
デジタル・電気・電子	次の１及び２に掲げる科目 １　工学に関する基礎、情報・通信工学（理論）、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気機器及び電力工学 ２　受験者の選択する次の⑴又は⑵のいずれかに掲げる科目 ⑴　情報工学（プログラミング） ⑵　電子工学、電子回路
機　械	工学に関する基礎、材料力学、機械力学、流体力学、熱工学、機械設計、機械材料及び機械工作
土　木	工学に関する基礎、構造力学（土木）、水理学、土質力学、測量、土木材料、土木設計、土木施工、土木計画、環境工学（土木）及び衛生工学
建　築	工学に関する基礎、構造力学（建築）、建築構造、建築材料、建築施工、環境工学（建築）、建築設備、建築史、建築計画、建築法規及び都市計画
物　理	物理、応用物理及び地球物理
化　学	数学、物理、物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、工業化学及び化学工学
農　学	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学・植物生理学、畜産一般及び農業経済一般
農業農村工学	数学、水理学、応用力学、土壌物理、土質力学、測量、農業水利学、土地改良、農村環境整備、農業造構、材料・施工、農業機械及び農学一般
林　学	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般及び砂防工学

専門試験（記述式）

（試験の区分）	（出　題　分　野）
デジタル・電気・電子	情報工学・通信・電気・電子に関連する領域
機　械	機械工学に関連する領域
土　木	土木工学に関連する領域
建　築	建築設計製図
物　理	物理に関連する領域
化　学	化学に関連する領域
農　学	農学に関連する領域
農業農村工学	農業農村工学に関連する領域
林　学	林学に関連する領域

別記２

試験の区分「行政」及び「教養」の場合は、採用を希望する地域（試験の区分）に対応する第２次試験地で受験する。

試験の区分「行政」及び「教養」以外の場合は、第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地で受験する。

１．試験の区分「行政」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
行政北海道地域	札幌市　盛岡市	札幌市
行政東北地域	仙台市　秋田市 さいたま市　千葉市	仙台市
行政関東甲信越地域	東京都　新潟市 長野市　静岡市	さいたま市　東京都
行政東海北陸地域	名古屋市　金沢市	名古屋市　金沢市
行政近畿地域	京都市　大阪市	大阪市
行政中国地域	神戸市　松江市 岡山市　広島市	広島市
行政四国地域	山口市　高松市 松山市　福岡市	高松市
行政九州地域	北九州市　熊本市	福岡市
行政沖縄地域	鹿児島市　那覇市	那覇市

㈱　試験の区分「行政関東甲信越地域」及び「行政東海北陸地域」の第２次試験地については、以下のとおりとする。

・「行政関東甲信越地域」　さいたま市又は東京都のいずれかを指定

・「行政東海北陸地域」　名古屋市又は金沢市のいずれかを指定

２．試験の区分「デジタル・電気・電子」、「機械」、「土木」、「建築」、「物理」及び「化学」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
デジタル・電気・電子 機　械	札幌市	札幌市
	盛岡市　仙台市 秋田市	仙台市
	さいたま市　千葉市 東京都　新潟市 長野市	さいたま市　東京都
土　木	静岡市　名古屋市 金沢市	名古屋市　金沢市
建　築	京都市　大阪市 神戸市	大阪市
物　理	松江市　岡山市 広島市　山口市	広島市
化　学	高松市　松山市	高松市

	福岡市　北九州市 熊本市　鹿児島市	福岡市
	那覇市	那覇市

㈱　第１次試験をさいたま市、千葉市、東京都、新潟市及び長野市で受験した者の第２次試験地については、さいたま市又は東京都のいずれか、静岡市、名古屋市及び金沢市で受験した者の第２次試験地については、名古屋市又は金沢市のいずれかを指定する。

３．試験の区分「農学」及び「農業農村工学」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
農学	札幌市	札幌市
	盛岡市　仙台市 秋田市	仙台市
	さいたま市　千葉市 東京都　長野市	さいたま市
	新潟市	新潟市
	静岡市　名古屋市	名古屋市
	金沢市	金沢市
	京都市　大阪市 神戸市	京都市
農業農村工学	松江市　岡山市 広島市　山口市	岡山市
	高松市　松山市	高松市
	福岡市　北九州市	福岡市
	熊本市　鹿児島市	熊本市
	那覇市	那覇市

４．試験の区分「林学」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
林学	札幌市	札幌市
	盛岡市　仙台市 秋田市	秋田市
	さいたま市　千葉市 東京都　新潟市 長野市	前橋市
	静岡市　名古屋市 金沢市　京都市 大阪市　神戸市 松江市　岡山市 広島市　山口市	大阪市
	高松市　松山市	高知市
	福岡市　北九州市 熊本市　鹿児島市	熊本市
	那覇市	那覇市

５．試験の区分「教養」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
教養北海道地域	札幌市　仙台市 東京都　名古屋市 大阪市　広島市 高松市　福岡市 那覇市	札幌市
教養東北地域		仙台市
教養関東甲信越地域		さいたま市　東京都
教養東海北陸地域		名古屋市
教養近畿地域		大阪市
教養中国地域		広島市
教養四国地域		高松市
教養九州地域		福岡市
教養沖縄地域		那覇市

㈱　試験の区分「教養関東甲信越地域」の第２次試験地については、さいたま市又は東京都のいずれかを指定する。

2026年度海上保安学校学生採用試験（特別）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　人事院事務総長　佐々木雅之

１　試験の名称　2026年度海上保安学校学生採用試験（特別）

２　試験の区分　一般課程（その他の区分については試験を行わない。）

３　対象官職　海上保安学校において海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得するための専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

４　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）　（俸給月額）

行政職俸給表㈠　１級５号俸　200,300円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

５　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　2026（令和８）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して13年を経過していない者及び2026（令和８）年９月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

⑵　人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び作文試験（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年５月10日（日）

⑶　試験地　札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、東京都、横浜市、新潟市、長野市、静岡市、名古屋市、金沢市、福井市、京都市、舞鶴市、大阪市、神戸市、和歌山市、米子市、広島市、高松市、松山市、高知市、福岡市、北九州市、長崎市、佐世保市、対馬市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、奄美市、那覇市及び石垣市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年５月29日（金）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年６月３日（水）から６月24日（水）までの間の指定する日

⑶　試験地　小樽市、塩釜市、横浜市、新潟市、名古屋市、舞鶴市、神戸市、広島市、高松市、北九州市、鹿児島市及び那覇市

8　最終合格者発表　2026（令和８）年７月24日（金）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年３月２日（月）９時から３月23日（月）までとし、３月23日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年３月２日（月）及び３月３日（火））とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	第一管区海上保安本部	〒047―8560	小樽市港町５－２
函館市	函館海上保安部	〒040―0061	函館市海岸町24―４
小樽市	小樽海上保安部	〒047―0007	小樽市港町５－２
旭川市	第一管区海上保安本部	〒047―8560	小樽市港町５－２
釧路市	釧路海上保安部	〒085―0022	釧路市南浜町５－９
青森市	青森海上保安部	〒030―0811	青森市青柳１－１－２
盛岡市	第二管区海上保安本部	〒985―8507	塩釜市貞山通３－４－１
仙台市	宮城海上保安部	〒985―0011	塩釜市貞山通３－４－１
秋田市	秋田海上保安部	〒011―0945	秋田市土崎港西１－７―35
東京都	第三管区海上保安本部	〒231―8818	横浜市中区北仲通５―57
横浜市	横浜海上保安部	〒231―0001	横浜市中区新港１－２－１
新潟市	新潟海上保安部	〒950―0072	新潟市中央区竜が島１－５－４
長野市	第九管区海上保安本部	〒950―8543	新潟市中央区美咲町１－２－１
静岡市	清水海上保安部	〒424―0922	静岡市清水区日の出町９－１
名古屋市	第四管区海上保安本部	〒455―8528	名古屋市港区入船２－３―12
金沢市	金沢海上保安部	〒920―0211	金沢市湊４―13
福井市	敦賀海上保安部	〒914―0079	敦賀市港町７―15
京都市	第八管区海上保安本部	〒624―8686	舞鶴市字下福井901
舞鶴市	舞鶴海上保安部	〒624―0946	舞鶴市字下福井901
大阪市	大阪海上保安監部	〒552―0021	大阪市港区築港４―10―３
神戸市	第五管区海上保安本部	〒650―8551	神戸市中央区波止場町１－１
和歌山市	和歌山海上保安部	〒640―8287	和歌山市築港６―22―２
米子市	境海上保安部	〒684―0034	境港市昭和町９－１
広島市	第六管区海上保安本部	〒734―8560	広島市南区宇品海岸３―10―17
高松市	高松海上保安部	〒760―0064	高松市朝日新町１―30
松山市	松山海上保安部	〒791―8058	松山市海岸通2426―５
高知市	高知海上保安部	〒781―8010	高知市桟橋通５－４―55
福岡市	福岡海上保安部	〒812―0031	福岡市博多区沖浜町８－１
北九州市	第七管区海上保安本部	〒801―8507	北九州市門司区西海岸１－３―10
長崎市	長崎海上保安部	〒850―0921	長崎市松が枝町７―29
佐世保市	佐世保海上保安部	〒857―0852	佐世保市干尽町４－１
対馬市	対馬海上保安部	〒817―0016	対馬市厳原町東里341―42
熊本市	熊本海上保安部	〒869―3207	宇城市三角町三角浦1160―20
大分市	大分海上保安部	〒870―0107	大分市大字海原字地浜916―５
宮崎市	宮崎海上保安部	〒887―0001	日南市油津４―12―１
鹿児島市	第十管区海上保安本部	〒890―8510	鹿児島市東郡元町４－１
奄美市	奄美海上保安部	〒894―0034	奄美市名瀬矢之脇町26―１
那覇市	第十一管区海上保安本部	〒900―8547	那覇市港町２―11―１
石垣市	石垣海上保安部	〒907―0013	石垣市浜崎町１－１－８

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記10⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

（名称）	（所在地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１―60

人事院中国事務局　〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局　〒760―0019　高松市サンポート３―33
人事院九州事務局　〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所　〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）

2　対象官職　天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）　（俸　給　月　額）
公安職俸給表㈠　１級21号俸　265,600円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた者

⑵　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び課題論文試験

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年５月24日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市及び福岡市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年６月24日（水）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年７月７日（火）から７月14日（火）までの間の指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、京都市及び福岡市

7　最終合格者発表　2026（令和８）年８月12日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

8　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

9　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年２月19日（木）９時から３月23日（月）までとし、３月23日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年２月19日（木）及び２月20日（金）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（問　合　せ　先）
皇宮警察本部　〒100―0001　東京都千代田区千代田１－３

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

11　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記９⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

（名　称）　（所　在　地）
人事院北海道事務局　〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局　〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局　〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局　〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局　〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局　〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局　〒760―0019　高松市サンポート３―33
人事院九州事務局　〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所　〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度法務省専門職員（人間科学）採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度法務省専門職員（人間科学）採用試験

2　試験の区分　矯正心理専門職Ａ、矯正心理専門職Ｂ、法務教官Ａ、法務教官Ｂ、法務教官Ａ（社会人）、法務教官Ｂ（社会人）及び保護観察官

3　対象官職　次に掲げるいずれかの分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

⑴　少年鑑別所における鑑別及び刑事施設における受刑者の資質の調査に関する分野

⑵　少年院における在院者の矯正教育その他の処遇、少年鑑別所における在所者の観護処遇並びに刑事施設における受刑者の改善指導及び教科指導に関する分野

⑶　保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する分野

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸　給　月　額）
矯正心理専門職Ａ 矯正心理専門職Ｂ 法務教官Ａ 法務教官Ｂ	公安職俸給表(二)　１級21号俸	263,600円
法務教官Ａ（社会人） 法務教官Ｂ（社会人）	公安職俸給表(二)	１級21号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定される。
保護観察官	行政職俸給表(一)　１級25号俸	232,000円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格

⑴　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」

ア　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた男子

イ　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた男子で次に掲げるもの

(ｱ)　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者

(ｲ)　人事院が(ｱ)に掲げる者と同等の資格があると認める者

⑵　試験の区分「矯正心理専門職Ｂ」

ア　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた女子

イ　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた女子で次に掲げるもの

(ｱ)　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者

(ｲ)　人事院が(ｱ)に掲げる者と同等の資格があると認める者

⑶　試験の区分「法務教官Ａ」

ア　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた男子

イ　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた男子で次に掲げるもの

(ｱ)　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

(ｲ)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

⑷　試験の区分「法務教官Ｂ」

ア　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた女子

イ　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた女子で次に掲げるもの

(ｱ)　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

(ｲ)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

⑸　試験の区分「法務教官Ａ（社会人）」　1986（昭和61）年４月２日以降に生まれた男子（⑶アの受験資格を有しなくなった者に限る。）

⑹　試験の区分「法務教官Ｂ（社会人）」　1986（昭和61）年４月２日以降に生まれた女子（⑷アの受験資格を有しなくなった者に限る。）

⑺　試験の区分「保護観察官」

ア　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた者

イ　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

(ｱ)　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

(ｲ)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年５月24日（日）

⑶　試験地

ア　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」、「矯正心理専門職Ｂ」、「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、吹田市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

イ　試験の区分「保護観察官」　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、吹田市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年６月16日（火）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」、「矯正心理専門職Ｂ」、「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」　人物試験、身体検査及び身体測定（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

イ　試験の区分「保護観察官」　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年７月３日（金）から７月８日（水）までの間の指定する日

⑶　試験地

ア　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」、「矯正心理専門職Ｂ」、「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」　札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、堺市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

イ　試験の区分「保護観察官」　札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

8　最終合格者発表　2026（令和８）年８月12日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年２月19日（木）９時から３月23日（月）までとし、３月23日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年２月19日（木）及び２月20日（金）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

ア　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」、「矯正心理専門職Ｂ」、「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	法務省北海道矯正管区	〒007―0801	札幌市東区東苗穂１―２―５―５
仙台市	法務省東北矯正管区	〒984―0825	仙台市若林区古城３―23―１
東京都	法務省関東矯正管区	〒330―9723	さいたま市中央区新都心２―１
名古屋市	法務省中部矯正管区	〒461―0011	名古屋市東区白壁１―15―１
吹田市	法務省近畿矯正管区	〒540―0008	大阪市中央区大手前４―１―67
広島市	法務省中国矯正管区	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
高松市	法務省四国矯正管区	〒760―0033	高松市丸の内１―１
福岡市	法務省九州矯正管区	〒813―0036	福岡市東区若宮５―３―53
那覇市	那覇少年鑑別所	〒900―0036	那覇市西３―14―20

イ　試験の区分「保護観察官」

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	北海道地方更生保護委員会	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
仙台市	東北地方更生保護委員会	〒980―0812	仙台市青葉区片平１―３―１
東京都	関東地方更生保護委員会	〒330―9725	さいたま市中央区新都心２―１
名古屋市	中部地方更生保護委員会	〒460―0001	名古屋市中区三の丸４―３―１
吹田市	近畿地方更生保護委員会	〒540―0008	大阪市中央区大手前４―１―76
広島市	中国地方更生保護委員会	〒730―0012	広島市中区上八丁堀２―31
高松市	四国地方更生保護委員会	〒760―0033	高松市丸の内１―１
福岡市	九州地方更生保護委員会	〒810―0044	福岡市中央区六本松４―２―３
那覇市	九州地方更生保護委員会那覇分室	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記10⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３）に行うこと。

（名称）	（所在地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

専門試験出題分野一覧

専門試験（多肢選択式）

（試験の区分）	（出題分野）
１　矯正心理専門職Ａ及び矯正心理専門職Ｂ	心理学に関連する領域並びに心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎
２　法務教官Ａ、法務教官Ｂ、法務教官Ａ（社会人）、法務教官Ｂ（社会人）及び保護観察官	心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎

専門試験（記述式）

（試験の区分）	（出題分野）
１　矯正心理専門職Ａ及び矯正心理専門職Ｂ	心理学に関連する領域
２　法務教官Ａ、法務教官Ｂ、法務教官Ａ（社会人）、法務教官Ｂ（社会人）及び保護観察官	心理学に関連する領域、教育学に関連する領域、福祉に関連する領域及び社会学に関連する領域のうち、受験者の選択する１領域

2026年度財務専門官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度財務専門官採用試験

2　対象官職　財務局及び沖縄総合事務局における国の予算の執行に関する実地監査、国有財産の管理及び処分並びに金融機関の検査その他の監督の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）	
行政職俸給表㈠	１級25号俸	232,000円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた者

⑵　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年５月24日（日）

⑶　試験地　札幌市、盛岡市、仙台市、東京都、新潟市、静岡市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、松江市、岡山市、広島市、高松市、松山市、福岡市、熊本市、鹿児島市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年６月16日（火）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年７月２日（木）から７月７日（火）までの間の指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市及び那覇市

7　最終合格者発表　2026（令和８）年８月12日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

8　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

9　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年２月19日（木）９時から３月23日（月）までとし、３月23日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年２月19日（木）及び２月20日（金）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	北海道財務局	〒060―8579	札幌市北区北８条西２
盛岡市、仙台市	東北財務局	〒980―8436	仙台市青葉区本町３―３―１
東京都、新潟市	関東財務局	〒330―9716	さいたま市中央区新都心１―１
静岡市、名古屋市	東海財務局	〒460―8521	名古屋市中区三の丸３―３―１
金沢市	北陸財務局	〒921―8508	金沢市新神田４―３―10
京都市、大阪市	近畿財務局	〒540―8550	大阪市中央区大手前４―１―76
松江市、岡山市、広島市	中国財務局	〒730―8520	広島市中区上八丁堀６―30
高松市、松山市	四国財務局	〒760―8550	高松市サンポート３―33
福岡市	福岡財務支局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
熊本市、鹿児島市	九州財務局	〒860―8585	熊本市西区春日２―10―１
那覇市	沖縄総合事務局財務部	〒900―0006	那覇市おもろまち２―１―１

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　受験上の配慮

⑴　視覚障害（読字障害）の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

⑵　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

11　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記９⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

（名称）	（所在地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１―60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

専門試験出題分野一覧

専門試験（多肢選択式）　次の１及び２に掲げる科目

1　憲法、行政法、経済学、財政学及び経済事情

2　民法・商法、経営学、会計学、統計学、政治学・社会学、英語、情報数学及び情報工学のうち、受験者の選択する２科目

専門試験（記述式）　憲法、民法、経済学、財政学及び会計学のうち、受験者の選択する１科目

2026年度国税専門官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度国税専門官採用試験

2　試験の区分　国税専門Ａ及び国税専門Ｂ

3　対象官職　内国税の賦課及び徴収、酒類業の発達並びに税理士業務の運営の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）　（俸　給　月　額）

税務職俸給表　１級22号俸　265,400円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた者

⑵　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者

イ　人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年５月24日（日）

⑶　試験地　札幌市、盛岡市、仙台市、高崎市、さいたま市、東京都、新潟市、松本市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、松江市、岡山市、広島市、高松市、松山市、福岡市、熊本市、鹿児島市及び那覇市

㈫　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年６月16日（火）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験及び身体検査（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年６月22日（月）から７月９日（木）までの間の指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市及び那覇市

8　最終合格者発表　2026（令和８）年８月12日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年２月19日（木）９時から３月23日（月）までとし、３月23日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年２月19日（木）及び２月20日（金）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	札幌国税局	〒060―0042	札幌市中央区大通西10丁目
盛岡市 仙台市	仙台国税局	〒980―8430	仙台市青葉区本町３―３―１
高崎市 さいたま市	関東信越国税局	〒330―9719	さいたま市中央区新都心１―１
東京都	東京国税局	〒104―8449	東京都中央区築地５―３―１
新潟市 松本市	関東信越国税局	〒330―9719	さいたま市中央区新都心１―１
名古屋市	名古屋国税局	〒460―8520	名古屋市中区三の丸３―３―２
金沢市	金沢国税局	〒920―8586	金沢市広坂２―２―60
京都市 大阪市	大阪国税局	〒540―8541	大阪市中央区大手前１―５―63
松江市 岡山市 広島市	広島国税局	〒730―8521	広島市中区上八丁堀６―30
高松市 松山市	高松国税局	〒760―0018	高松市天神前２―10
福岡市	福岡国税局	〒812―8547	福岡市博多区博多駅東２―11―１
熊本市 鹿児島市	熊本国税局	〒860―8603	熊本市西区春日２―10―１
那覇市	沖縄国税事務所	〒900―8554	那覇市旭町９

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　受験上の配慮

⑴　視覚障害（読字障害）の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

⑵　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記10⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

（名　　称）	（所　　在　　地）
人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６－30
人事院四国事務局	〒760―0019　高松市サンポート３－33
人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２－11－１
人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１－15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

専　門　試　験　出　題　分　野　一　覧

専門試験（多肢選択式）

（試験の区分）	（出　　題　　分　　野）
国税専門Ａ	民法、商法、会計学、憲法・行政法、経済学、財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、英語及び商業英語
国税専門Ｂ	民法、商法、会計学、基礎数学、情報数学、情報工学、統計学、物理、化学、経済学及び英語

専門試験（記述式）

（試験の区分）	（出　　題　　分　　野）
国税専門Ａ	憲法、民法、経済学、会計学及び社会学のうち、受験者の選択する１科目
国税専門Ｂ	科学技術に関連する領域

2026年度食品衛生監視員採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　　人事院事務総長　佐々木雅之

１　試験の名称　2026年度食品衛生監視員採用試験

２　対象官職　販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和22年法律第233号）第４条第１項、第２項、第４項若しくは第５項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第68条第１項に規定するおもちゃの輸入に際して検疫所において行う検査及び指導の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

３　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）	（俸　給　月　額）
専門行政職俸給表	１級９号俸　　232,800円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

４　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学において薬学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者及び2027（令和９）年３月までに当該課程を修めて大学を卒業する見込みの者

イ　都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（2015（平成27）年４月１日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。⑵イにおいて同じ。）において所定の課程を修了した者及び2027（令和９）年３月までに当該課程を修了する見込みの者

⑵　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　⑴アに掲げる者

イ　都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了した者又は2027（令和９）年３月までに当該課程を修了する見込みの者であって、大学を卒業したもの及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みのもの

ウ　人事院がア又はイに掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

５　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年５月24日（日）

⑶　試験地　小樽市、東京都、大阪市及び福岡市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年６月24日（水）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

６　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年７月７日（火）から７月14日（火）までの間の指定する日

⑶　試験地　東京都

７　最終合格者発表　2026（令和８）年８月12日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

８　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

９　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年２月19日（木）９時から３月23日（月）までとし、３月23日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年２月19日（木）及び２月20日（金）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問　　合　　せ　　先）
小樽市	小樽検疫所　〒047―0007　小樽市港町５－２
東京都	厚生労働省検疫所管理室　〒100―8916　東京都千代田区霞が関１－２－２
大阪市	大阪検疫所　〒552―0021　大阪市港区築港４―10―３
福岡市	福岡検疫所　〒812―0031　福岡市博多区沖浜町８－１

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　受験上の配慮
⑴　視覚障害（読字障害）の程度により拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。
⑵　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
11　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記９⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。
なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

（名　称）	（所在地）
人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１－１―60
人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019　高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

専門試験出題分野一覧

専門試験（記述式）　次の１から３までに掲げる科目
１　受験者の選択する次の⑴又は⑵のいずれかに掲げる科目
⑴　分析化学
⑵　食品化学
２　受験者の選択する次の⑴又は⑵のいずれかに掲げる科目
⑴　微生物学
⑵　毒性学
３　受験者の選択する次の⑴又は⑵のいずれかに掲げる科目
⑴　公衆衛生学
⑵　食品衛生学

2026年度労働基準監督官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。
令和８年２月12日　人事院事務総長　佐々木雅之
１　試験の名称　2026年度労働基準監督官採用試験
２　試験の区分　労働基準監督Ａ及び労働基準監督Ｂ
３　対象官職　労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働条件、産業安全、労働衛生及び労働者の保護に関する法令に基づいて行う検査その他の監督の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職
４　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）
行政職俸給表㈠	１級26号俸　233,700円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。
５　受験資格　次に掲げる者とする。
⑴　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた者
⑵　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
ア　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者
イ　人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。
６　第１次試験
⑴　試験種目　基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）
（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）
⑵　試験の実施日　2026（令和８）年５月24日（日）
⑶　試験地　札幌市、盛岡市、仙台市、秋田市、さいたま市、東京都、新潟市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、松江市、広島市、高松市、松山市、福岡市、熊本市、鹿児島市及び那覇市
㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。
⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年６月16日（火）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。
７　第２次試験
⑴　試験種目　人物試験及び身体検査（人物試験は、個別面接により行う。）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
⑵　試験の実施日　2026（令和８）年７月７日（火）から７月10日（金）までの間の指定する日
⑶　試験地　札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市及び那覇市
８　最終合格者発表　2026（令和８）年８月12日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
９　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。
10　受験手続
⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。
申し込むことができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。
申込受付期間は、2026（令和８）年２月19日（木）９時から３月23日（月）までとし、３月23日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年２月19日（木）及び２月20日（金）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）
札幌市	北海道労働局　〒060―8566　札幌市北区北八条西２－１－１
盛岡市	岩手労働局　〒020―8522　盛岡市盛岡駅西通１－９―15
仙台市	宮城労働局　〒983―8585　仙台市宮城野区鉄砲町１

秋　田　市　秋田労働局　〒010―0951　秋田市山王７―１―３
さいたま市　埼玉労働局　〒330―6016　さいたま市中央区新都心11―２
東　京　都　東京労働局　〒102―8305　東京都千代田区九段南１―２―１
新　潟　市　新潟労働局　〒950―8625　新潟市中央区美咲町１―２―１
名古屋市　愛知労働局　〒460―8507　名古屋市中区三の丸２―５―１
金　沢　市　石川労働局　〒920―0024　金沢市西念３―４―１
京　都　市　京都労働局　〒604―0846　京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大　阪　市　大阪労働局　〒540―8527　大阪市中央区大手前４―１―67
松　江　市　島根労働局　〒690―0841　松江市向島町134―10
広　島　市　広島労働局　〒730―8538　広島市中区上八丁堀６―30
高　松　市　香川労働局　〒760―0019　高松市サンポート３―33
松　山　市　愛媛労働局　〒790―8538　松山市若草町４―３
福　岡　市　福岡労働局　〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
熊　本　市　熊本労働局　〒860―8514　熊本市西区春日２―10―１
鹿児島市　鹿児島労働局　〒892―8535　鹿児島市山下町13―21
那　覇　市　沖縄労働局　〒900―0006　那覇市おもろまち２―１―１

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　受験上の配慮

⑴　視覚障害（読字障害）の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

⑵　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記10⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３）に行うこと。

（名　称）　（所　在　地）
人事院北海道事務局　〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局　〒980―0014　仙台市青葉区本町３―２―23
人事院関東事務局　〒330―9712　さいたま市中央区新都心１―１
人事院中部事務局　〒460―0001　名古屋市中区三の丸２―５―１
人事院近畿事務局　〒553―8513　大阪市福島区福島１―１―60
人事院中国事務局　〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局　〒760―0019　高松市サンポート３―33
人事院九州事務局　〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所　〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

専　門　試　験　出　題　分　野　一　覧

専門試験（多肢選択式）

（試験の区分）	（出題分野）
労働基準監督Ａ	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、労働経済・社会保障、社会学及び労働事情
労働基準監督Ｂ	工学に関する基礎及び労働事情

専門試験（記述式）

（試験の区分）	（出題分野）
労働基準監督Ａ	労働法及び労働事情
労働基準監督Ｂ	工学に関する専門基礎及び工業事情

2026年度航空管制官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度航空管制官採用試験

2　対象官職　航空交通管制の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）
行政職俸給表㈠	１級25号俸　232,000円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた者

⑵　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、適性試験、外国語試験（多肢選択式）及び外国語試験（聞き取り）
〔適性試験は、多肢選択式の筆記により行う。
外国語試験（多肢選択式）及び外国語試験（聞き取り）の出題分野は英語とする。〕

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験、適性試験及び外国語試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、外国語試験（聞き取り）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、第２次試験合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年５月24日（日）

⑶　試験地　札幌市、岩沼市、東京都、新潟市、常滑市、泉佐野市、広島市、松山市、福岡市、宮崎市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年６月16日（火）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

6　第２次試験
⑴　試験種目　外国語試験（面接）及び人物試験
〔外国語試験（面接）の出題分野は英語とする。
人物試験は、個別面接により行う。〕
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
⑵　試験の実施日　2026（令和８）年７月１日（水）
⑶　試験地　札幌市、東京都、泉佐野市、福岡市及び那覇市
⑷　第２次試験合格者発表　2026（令和８）年８月12日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
7　第３次試験
⑴　試験種目　適性試験、身体検査及び身体測定（適性試験は、模擬航空交通管制により行う。）
⑵　試験の実施日　2026（令和８）年８月20日（木）又は８月21日（金）のいずれか指定する日
⑶　試験地　泉佐野市
8　最終合格者発表　2026（令和８）年９月24日（木）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
9　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。
10　受験手続
⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。
受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。
申込受付期間は、2026（令和８）年２月19日（木）９時から３月23日（月）までとし、３月23日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年２月19日（木）及び２月20日（金）（ただし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。
（問　合　せ　先）
航空保安大学校　〒598―0047　泉佐野市りんくう往来南３―11
⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。
受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
11　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
12　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記10⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。
なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

（名　称）	（所　在　地）
人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019　高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度海上保安官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。
令和８年２月12日　人事院事務総長　佐々木雅之
1　試験の名称　2026年度海上保安官採用試験
2　対象官職　海上保安業務の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職
3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）	（俸　給　月　額）
行政職俸給表㈠	１級25号俸　232,000円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。
4　受験資格　1996（平成８）年４月２日以降生まれの者で、大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。
5　第１次試験
⑴　試験種目　基礎能力試験及び課題論文試験
⑵　試験の実施日　2026（令和８）年５月24日（日）
⑶　試験地　札幌市、仙台市、横浜市、新潟市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、北九州市、鹿児島市及び那覇市
㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。
⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年６月24日（水）に受験番号及び試験地をインターネットの利用その他の適切な方法により発表する。
6　第２次試験
⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
⑵　試験の実施日　2026（令和８）年７月７日（火）から７月14日（火）までの間の指定する日
⑶　試験地　小樽市、塩釜市、横浜市、新潟市、名古屋市、舞鶴市、神戸市、広島市、北九州市、鹿児島市及び那覇市
7　最終合格者発表　2026（令和８）年８月12日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
8　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。
9　受験手続
⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年２月19日（木）９時から３月23日（月）までとし、３月23日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年２月19日（木）及び２月20日（金）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	第一管区海上保安本部	〒047―8560	小樽市港町５－２
仙台市	第二管区海上保安本部	〒985―8507	塩釜市貞山通３－４－１
横浜市	第三管区海上保安本部	〒231―8818	横浜市中区北仲通５―57
新潟市	第九管区海上保安本部	〒950―8543	新潟市中央区美咲町１－２－１
名古屋市	第四管区海上保安本部	〒455―8528	名古屋市港区入船２－３―12
京都市	第八管区海上保安本部	〒624―0946	舞鶴市字下福井901
神戸市	第五管区海上保安本部	〒650―8551	神戸市中央区波止場町１－１
広島市	第六管区海上保安本部	〒734―8560	広島市南区宇品海岸３―10―17
北九州市	第七管区海上保安本部	〒801―8507	北九州市門司区西海岸１－３―10
鹿児島市	第十管区海上保安本部	〒890―8510	鹿児島市東郡元町４－１
那覇市	第十一管区海上保安本部	〒900―8547	那覇市港町２―11―１

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

11　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記９⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

（名称）	（所在地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１―60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度刑務官採用試験（大卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度刑務官採用試験（大卒程度試験）

2　試験の区分　刑務Ａ、刑務Ｂ

3　対象官職　拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘置される者等の収容及び刑事施設（これに附置された労役場及び監置場を含む。）における被収容者等の処遇並びに刑事施設の警備の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）	
公安職俸給表㈠	２級13号俸	269,200円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格

⑴　試験の区分「刑務Ａ」

ア　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた男子

イ　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた男子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

㋑　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

⑵　試験の区分「刑務Ｂ」

ア　1996（平成８）年４月２日から2005（平成17）年４月１日までに生まれた女子

イ　2005（平成17）年４月２日以降に生まれた女子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

㋑　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2027（令和９）年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び課題論文試験

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年５月24日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、吹田市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年６月24日（水）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年７月７日（火）から７月14日（火）までの間の指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び南城市

8　最終合格者発表　2026（令和８）年８月12日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年２月19日（木）９時から３月23日（月）までとし、３月23日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年２月19日（木）及び２月20日（金）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	法務省北海道矯正管区	〒007―0801	札幌市東区東苗穂１－２－５－５
仙台市	法務省東北矯正管区	〒984―0825	仙台市若林区古城３―23―１
東京都	法務省関東矯正管区	〒330―9723	さいたま市中央区新都心２－１
名古屋市	法務省中部矯正管区	〒461―0011	名古屋市東区白壁１―15―１
吹田市	法務省近畿矯正管区	〒540―0008	大阪市中央区大手前４－１―67
広島市	法務省中国矯正管区	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
高松市	法務省四国矯正管区	〒760―0033	高松市丸の内１－１
福岡市	法務省九州矯正管区	〒813―0036	福岡市東区若宮５－３―53
那覇市	沖縄刑務所	〒901―1514	南城市知念字具志堅330

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記10⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

（名称）	（所在地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１―60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度外務省専門職員採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のとおり告知する。

令和８年２月12日　外務省

1　試験の名称　2026年度外務省専門職員採用試験

2　対象官職　外交領事事務（これと直接関連する業務を含む。）の分野に係る特定の国、地域又は業務についての専門的な知識及び特定の外国語の能力を必要とする事務をその職務の主たる内容とする官職。

3　採用予定人員　約60名

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、採用当初は原則として俸給月額及び地域手当として278,400円（行政職俸給表㈠１級25号俸適用、東京都特別区内に勤務する場合における2026年４月１日の給与の例）が支給される。

なお、在外研修中又は在外公館に勤務する場合には、俸給等のほか「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に基づく研修員手当又は在勤基本手当等の諸手当が支給される。

5　受験資格　次に掲げる者とする。ただし、日本の国籍を有しない者若しくは外国の国籍を有する者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者、又は平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

⑴　1996年４月２日から2005年４月１日までに生まれた者

⑵　2005年４月２日以降に生まれた者で、

ア　大学を卒業した者若しくは2027年３月までに大学を卒業する見込みの者、又は人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者、2027年３月までに短期大学若しくは高等専門学校を卒業する見込みの者、又は人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

6　試験種目

⑴　第１次試験

ア　基礎能力試験（多肢選択式）

イ　時事論文試験

ウ　専門試験（記述式）　試験科目は次のとおりとする。

次の一及び二に掲げる科目

一　国際法

二　憲法及び経済学のうち受験者の選択する１科目

エ　外国語試験（記述式）　試験科目は次のとおりとする。

外国語文和訳、和文外国語訳

受験語は、英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語・スペイン語・ポルトガル語・イタリア語・アラビア語・ペルシャ語・ミャンマー語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・中国語及び朝鮮語のうち、受験者のあらかじめ選択する１か国語。

⑵　第２次試験

ア　外国語試験（面接）　外国語会話（第１次試験で受験した外国語）

イ　人物試験　個別面接（２回）及びグループ討議によって行う。

（個別面接の参考とするため、性格検査を実施。）

ウ　身体検査

7　試験の実施時期及び試験地

⑴　第１次試験

ア　日程　2026年５月30日（土）及び５月31日（日）の２日間

イ　試験地　東京都、大阪市

⑵　第２次試験

ア　日程　2026年７月14日（火）から７月24日（金）まで

イ　試験地　東京都

8　合格発表

⑴　日程

ア　第１次試験合格者発表　2026年６月29日（月）

イ　最終合格者発表　2026年８月12日（水）

⑵　発表方法　第１次及び２次試験合格者の受験番号を外務省ホームページに掲載する。

第１次試験合格者には、書面で通知する。

第２次試験受験者には、全員に合格又は不合格の旨を書面で通知する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　最終合格者名を外務省専門職員採用候補者名簿に記載し、2027年４月に外務事務官として外務省に採用する。

10　受験手続

⑴　受験の申込み　受験希望者は、外務省専門職員採用試験マイページアドレスにアクセスして申込手続を行うこと（マイページアドレス〔https://webapp.omotenashi-suite.com/mofa-senmonshoku〕）。申込受付期間は、2026年３月19日（木）午前10時から４月３日（金）午後５時30分までとし、４月３日（金）午後５時30分（日本時間）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、次の問合せ先に至急問い合わせること。(郵送（簡易書留)による申込みは、４月３日（金）までの日本国内又は海外発送地における通信日付印のあるものに限り受け付ける。)

なお、申込み受理された後は、試験地及び受験外国語の変更は認めない。

⑵　問合せ先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房人事課採用班　電話03―3580―3311（内線2131）

11　その他

⑴　研修語　この試験の合格者の在外における研修語は、おおむね次の外国語のうちから選ばれる。

英語、フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語、アラビア語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、トルコ語、ペルシャ語、モンゴル語、ミャンマー語、ベトナム語、ベンガル語、イタリア語、オランダ語、スロバキア語、ブルガリア語、ポーランド語、ルーマニア語、フィリピノ語

⑵　受験手続その他受験に関する問合せは、外務省大臣官房人事課採用班（10⑵参照）に行うこと。

⑶　試験の詳細については、試験案内を参照すること。

2026年度　外務省専門職員採用試験委員

基礎能力	深堀　　亮	外務省大臣官房人事課長
	河野　　巧	外務省大臣官房人事課首席事務官
	松代　俊則	外務省大臣官房調査官
	荒牧　　拓	外務省領事局外国人課企画官
	早川　瑞穂	外務省欧州局ロシア課企画官
憲　　法	齊藤　正彰	北海道大学大学院教授
	上田　健介	上智大学教授
国 際 法	柴田　明穂	神戸大学大学院教授
	岩月　直樹	立教大学教授
経 済 学	原　　千秋	京都大学教授
	末永啓一郎	明治大学教授
時事論文	森本　真樹	外務省大臣官房人事課人事企画官
	川村　真紀	外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第一課企画官

公　告

諸　事　項

破産手続開始

○

▷

○

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

岩手県一関市山目町二丁目一四番一九号

有限会社高橋塗装店

清算人　高橋　勇夫

解散公告

当社は、令和八年二月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

仙台市若林区鶴代町四番一二号

株式会社ワールドフジ

代表清算人　平尾　訓

解散公告

当社は、令和八年一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

秋田県大仙市大曲須和町一丁目一番一〇号

有限会社斉留商店

清算人　斉藤　政子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

福島県喜多方市熱塩加納町相田字大森乙一二四六番地一六二　株式会社上野工務店

代表清算人　上野　國雄

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

福島県相馬市沖ノ内一丁目一八番地の一一

森喜屋株式会社

代表清算人　森　陽子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

埼玉県所沢市東所沢和田三丁目四番地の二〇

アサヒ経済株式会社

代表清算人　下山賢一郎

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

埼玉県熊谷市籠原南一丁目三一八番地

有限会社平成酒店

清算人　中村　晃

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社ＡＭ　ａｌｐｈａ　Ｔｈｒｅｅ

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都江戸川区中葛西七丁目一六番一号

株式会社ＣＯＲＥＣＯＬＯＵＲ

代表清算人　シモン　グオ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都千代田区岩本町二―九―一一サンクレイドル千代田岩本町六〇一

株式会社Ｐａｍｐａ

代表清算人　片田　あや

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号

ウィシード株式会社

代表清算人　審　淳二

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都東久留米市下里一丁目九番一八号

株式会社スパーク

代表清算人　海沼　和哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都杉並区西荻南四丁目三一番一一号

サークルキューブ西荻南三〇三号室

海１００合同会社

清算人　盧　立健

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都江東区北砂六丁目一九番一九号

株式会社星野製作所

代表清算人　星野　俊雄

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都足立区青井三―二―三

ＬｉｆｅＣｒｅａｔｅ合同会社

清算人　田部井佳奈

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都千代田区鍛冶町二丁目八番七号

株式会社メタファクトリー

代表清算人　山本　竜慈

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都中央区京橋三丁目九番九号

株式会社ＭＦＣＪ

代表清算人　井深　飛空

解散公告

当法人は、令和七年七月七日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

一般社団法人ＭＦ

代表清算人　坂井　新

解散公告

当社は、令和七年七月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

合同会社ＭＦ

清算人　坂井　新

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都中央区銀座四丁目一二番一五号歌舞伎座タワー

株式会社ビジョナリーファーマシー

代表清算人　芦田　達也

解散公告

当社は、令和八年一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都世田谷区松原三―三〇―一〇―二Ｆ

フロンディア株式会社

代表清算人　伊藤恵理子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

Ｒｅｎｅ合同会社

清算人　今村　竜也

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都港区六本木一丁目一〇番三―九〇一

Ｇｅｌａｔｏ Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　ポール・トールヴィック・ネス

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都江東区白河三丁目八番一〇号

上田梱包工業株式会社

代表清算人　岡　清敬

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都中央区新川一丁目七番一号八一四号室

未来創造株式会社

代表清算人　王　洋

解散公告

当社は、令和七年十一月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都昭島市朝日町一丁目九番七号Ｋ．Ｋビル四〇六号室

おはよう合同会社

清算人　ネウパネ・バラコティ・マドゥ

解散公告

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都足立区綾瀬四丁目八番四号アストラル綾瀬店舗Ａ号室

特定非営利活動法人生活自立支援センター

清算人　篠﨑　順子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都江戸川区中央三丁目一八番一一号飛栄ビル二階

栄産業株式会社

代表清算人　平井　修二

解散公告

当社は解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出がない時は清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都千代田区神田淡路町二―一〇一ワテラスタワー九階

ルーナ・ジャパン株式会社

清算人　猿渡　歩

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都台東区浅草五―一―一〇ＫＭビル四階

合同会社Ｃｏｌｏｒ

代表清算人　小室　栄一

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

神奈川県藤沢市大鋸一―五―一五

株式会社環境テレビトラスト

代表清算人　小泉　哲夫

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

神奈川県相模原市緑区下九沢六三三番地一

株式会社伊佐土地開発

代表清算人　大戸　敏勝

第８期決算公告

令和８年２月12日

札幌市中央区南一条西四丁目13番地

エムズホールディング株式会社

代表取締役　森岡　幸人

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	673,715
	固定資産	1,361,430
	資産合計	**2,035,146**
純資産の負債及び部	流動負債	680,536
	固定負債	18,679
	株主資本	1,335,929
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,334,929
	その他利益剰余金	1,334,929
	（うち当期純利益）	(157,147)
	負債・純資産合計	**2,035,146**

解散公告

当法人は、令和八年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目五番一〇号楓第二ビル九Ｆ・Ｃ室

一般社団法人後発医薬品卸サポート委員会

代表清算人　芦田　達也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

横浜市港北区日吉六丁目三番一九号―二〇三

株式会社小林工務店

代表清算人　小林　治塗

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

石川県金沢市月浦町ロ一六六番地１

合同会社金沢代行くん

清算人　村上　柚樹

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

山梨県甲府市上曽根町二三八九番地

オザワ農場株式会社

代表清算人　小澤　博

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により令和七年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

長野県飯田市中村一三一七番地三

株式会社グロス

代表清算人　近藤　明人

解散公告

当法人は、令和八年一月二十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

岐阜県岐阜市福住町一丁目一六―二ＡＬＥＸビル三〇二

一般社団法人リードピラティス協会

清算人　堀江　卓嗣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

静岡県駿河区有東二丁目一六番二一号

有限会社山本藤太商店

清算人　山本　一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

静岡県御前崎市池新田二四二一番地の三〇

巴建設株式会社

代表清算人　奥柿佐久楽

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

愛知県一宮市瀬部字川原六四番地

有限会社西田

清算人　西田　勝三

解散公告

当社は、令和八年一月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

三重県尾鷲市北浦町二番一一号

合同会社エムケーツー

清算人　松平麻衣子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

京都市左京区岡崎徳成町一七番地九

合同会社京楽

清算人　石倉　佑一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

大阪府高槻市氷室町四丁目一八―一二

合同会社ＳＵＮＮＹ　ＦＩＧＨＴ

代表清算人　山下　英徳

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

大阪市生野区新今里三丁目五番一八号ＳＥＩＫＡビル二〇二号室

鹿聖瞳株式会社

代表清算人　管　懐源

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

大阪府豊中市立花町三丁目一五番七号

有限会社マスミヤ電気

清算人　久保由紀子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

大阪市西区江戸堀一丁目一八番二七号昭和ビルディング五階

株式会社グランドハンドリング

代表清算人　町　孝幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

大阪府門真市常磐町六―一四

宙コミュニケーションサービス株式会社

代表清算人　合田　宙輝

第２期決算公告

令和８年２月12日

福島県大沼郡昭和村下中津川字二十苅187―１

平安享株式会社

代表取締役　海老沼昭夫

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,452
	資産合計	1,452
負債及び純資産の部	流動負債	453
	株主資本	998
	資本金	4,000
	利益剰余金	△3,001
	その他利益剰余金	△3,001
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	1,452

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

神戸市中央区元町通六丁目二番二―二〇一号

株式会社リンクテイル

代表清算人　芦田　達也

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

奈良県生駒郡平群町若井三五番地の七

株式会社志村設備

代表清算人　中野　光世

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

和歌山市神前字蓮田三四三番地

竹田食品株式会社

代表清算人　竹田　雅彦

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

鳥取県米子市観音寺新町四丁目六番一四号

合同会社ＧＤ田中薬局

清算人　芦田　達也

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

岡山県備前市伊部一八四四番地の一

有限会社ヤマトイチ

代表清算人　新田　真之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

広島市西区井口三丁目四番一―一〇二号

特定非営利活動法人家庭教育子どもの心を育てる会

清算人　宮野　照子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

広島市中区大手町一丁目一番二六号大手町一番ビル三〇五　ＧｉｆＴｅｃｔ合同会社

清算人　鹿野　大介

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

愛媛県伊予郡松前町大字上高柳五七五番地六

有限会社フジワークス

清算人　下窪　勝盛

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和八年二月十二日

福岡県京都郡苅田町葛川一三三番地一

合同会社結愛の里

清算人　熊丸　治美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

福岡市中央区荒戸一丁目一五番一一号グランパーク西公園六〇五号室

株式会社Ｒａｐｐｏｒｔ

代表清算人　武内　仁

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

長崎県佐世保市大宮町四一番三号

野口製麺株式会社

代表清算人　野口喜一郎

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

千葉県八千代市大字村上一一一三番地一

（一街区五一棟）

医療法人社団勝見産婦人科

清算人　勝見　千明

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月一日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

福岡県柳川市大和町塩塚一七七〇番地

宗教法人福地庵

清算人　樋口　英信

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十二日

東京都北区赤羽南一丁目九番一一号赤羽南ビル三階

医療法人社団健森会

清算人　坪倉　栄

第２期決算公告

令和８年１月20日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階

株式会社ＳＴホールディングス

代表取締役　三浦　大地

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	61,460,218	流動負債	314,891,085
固定資産	9,480,833,460	賞与引当金	283,970
繰延資産	10,422,537	固定負債	4,916,706,273
		株主資本	4,314,454,897
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	4,474,055,656
		資本準備金	2,350,800,500
		その他資本剰余金	2,123,255,156
		利益剰余金	△259,600,759
		その他利益剰余金	△259,600,759
		（うち当期純損失）	（259,600,759）
		新株予約権	6,663,960
資産合計	9,552,716,215	負債・純資産合計	9,552,716,215

令和七年度決算公告

令和七年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

資産の部計	二六六、七五七、〇五九
負債及び正味財産の部	
負債の部計	三三、七三二、三五六
正味財産の部計	二三三、〇二四、七〇三
負債及び正味財産の部計	二六六、七五七、〇五九

令和八年二月十二日

兵庫県伊丹市北園一丁目六八―一

特定非営利活動法人ライトニング

理事　竹内　建司

第 22 期 決 算 公 告

令和８年２月12日　東京都千代田区飯田橋三丁目９番７号

日本アセットアドバンス株式会社

代表取締役　竹内　昭彦

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	320,848	流動負債	122,436
固定資産	43,700	固定負債	21,232
有形固定資産	302	株主資本	220,880
投資その他の資産	43,398	資本金	100,000
		資本剰余金	105,000
		その他資本剰余金	105,000
		利益剰余金	325,640
		利益準備金	2,349
		その他利益剰余金	323,291
		（うち当期純利益）	(3,931)
		自己株式	△309,760
資産合計	**364,548**	**負債・純資産合計**	**364,548**

第 11 期 決 算 公 告

令和８年２月12日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
ＧＰＤたんぽぽソーラー株式会社
代表取締役　高山　知也

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	99,350,984
	固定資産	782,027,646
	合計	881,378,630
負純資債及産のび部	流動負債	22,390,272
	固定負債	859,042,487
	株主資本	△54,129
	資本金	1
	利益剰余金	△54,130
	その他利益剰余金	△54,130
	（うち当期純利益）	(120,637)
	合計	881,378,630

第 11 期 決 算 公 告

令和８年２月12日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
ＡＩＯＳ　Ｓｏｌａｒ株式会社
代表取締役　佐野　尚司

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	106,292,426
	固定資産	815,324,093
	合計	921,616,519
負純資債及産のび部	流動負債	20,047,693
	固定負債	901,622,289
	株主資本	△53,463
	資本金	10,000
	利益剰余金	△63,463
	その他利益剰余金	△63,463
	（うち当期純利益）	(149,848)
	合計	921,616,519

第 12 期 決 算 公 告

令和８年２月12日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
つばめソーラー株式会社
代表取締役　佐野　尚司

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	160,264
	固定資産	853,169
	合計	1,013,433
負純資債及産のび部	流動負債	48,881
	固定負債	965,243
	株主資本	△691
	資本金	0
	利益剰余金	△691
	その他利益剰余金	△691
	（うち当期純損失）	(321)
	合計	1,013,433

第 10 期決算公告　2025年12月11日
東京都渋谷区桜丘町20番４号
株式会社ＮＥＸＹＺ．ファシリティーズ
貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,148,212
	固定資産	44,698
	資産合計	**9,192,910**
負債及び純資産の部	流動負債	7,758,033
	解約調整引当金	2,977,718
	固定負債	258,027
	株主資本	1,176,849
	資本金	100,000
	資本剰余金	410,000
	資本準備金	100,000
	その他利益剰余金	310,000
	利益剰余金	666,849
	その他利益剰余金	666,849
	（うち当期純利益）	(319,550)
	負債・純資産合計	**9,192,910**

第 25 期決算公告　2025年12月５日
東京都渋谷区桜丘町20番４号
株式会社ＮＥＸＹＺ．
代表取締役社長　大前　成平
貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,317,050
	固定資産	771,221
	資産合計	**4,088,271**
負債及び純資産の部	流動負債	4,021,139
	固定負債	917,612
	株主資本	△850,480
	資本金	100,000
	利益剰余金	△950,480
	その他利益剰余金	△950,480
	（うち当期純利益）	(481,356)
	負債・純資産合計	**4,088,271**

第 31 期決算公告　令和７年12月26日
東京都港区北青山一丁目２番３号
青山ビル３階
株式会社ルクレ
代表取締役　有馬　弘**進**
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,490,474
	固定資産	126,141
	資産合計	**1,616,615**
負債及び純資産の部	流動負債	1,024,170
	株主資本	529,444
	資本金	30,000
	利益剰余金	601,967
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	594,467
	（うち当期純利益）	(226,082)
	自己株式	△39,522
	負債・純資産合計	**1,616,615**

第 1 期決算公告　2025年12月12日
東京都渋谷区桜丘町20番４号
株式会社パッションムーバーズ
代表取締役社長　竹下　弘之
貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	244,975
	固定資産	350
	資産合計	**245,325**
負債及び純資産の部	流動負債	3,255
	株主資本	242,070
	資本金	124,995
	資本剰余金	124,995
	資本準備金	124,995
	利益剰余金	△7,919
	その他利益剰余金	△7,919
	（うち当期純損失）	(7,919)
	負債・純資産合計	**245,325**

第 3 期決算公告　2025年12月18日
東京都渋谷区桜丘町20番４号
株式会社ネクシィーズ・テクノ
貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,252,389
	固定資産	6,882
	資産合計	**1,259,272**
負債及び純資産の部	流動負債	1,119,423
	株主資本	139,849
	資本金	22,500
	資本剰余金	22,500
	資本準備金	22,500
	利益剰余金	94,849
	その他利益剰余金	94,849
	（うち当期純利益）	(88,109)
	負債・純資産合計	**1,259,272**

第 9 期決算公告　2025年12月16日
東京都渋谷区桜丘町20番４号
株式会社ネクシィーズ・ワンダーウォール
代表取締役社長　藤原　一秀
貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,146
	固定資産	2,472
	資産合計	**23,619**
負債及び純資産の部	流動負債	34,243
	株主資本	△10,624
	資本金	6,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△21,624
	その他利益剰余金	△21,624
	（うち当期純損失）	(720)
	負債・純資産合計	**23,619**

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年２月12日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令07全保2570	株式会社Ｅ・Ｍ・Ｍコーポレート	東京都知事(1)105009	代表取締役倉地三枝子	東京都新宿区新宿１―19―６ＩＳビル203号	1000万円
令07全保2571	株式会社プラス	国土交通大臣(1)9944	代表取締役辻文隆	兵庫県尼崎市杭瀬南新町２丁目５―19―Ｂ	1500万円
令07全保2572	株式会社村本	北海道知事(石狩７)5836	代表取締役村本克夫	北海道恵庭市漁町２丁目５―13	1000万円
令07全保2573	有限会社アクトライフ	北海道知事(石狩７)5922	代表取締役中田忠	北海道札幌市東区北46条東16丁目１―37	〃

令07全保2574	株式会社ハガ木材	北海道知事（石狩２）8949	代表取締役芳賀道子	北海道札幌市中央区大通西25丁目１番２号	〃
令07全保2575	株式会社プロワイズ	岩手県知事(5)2202	代表取締役平野喜直	岩手県盛岡市大通３―２―１	〃
令07全保2576	株式会社米住建設	山形県知事(14)562	代表取締役古畑亮	山形県米沢市花沢町１―11―37	〃
令07全保2577	株式会社霞城不動産	山形県知事(7)1833	代表取締役明日勝弘	山形県山形市城南町３―７―10	〃
令07全保2578	株式会社開拓	山形県知事(1)2772	代表取締役喜屋武修	山形県新庄市金沢1596―３	〃
令07全保2579	タウンハウス有限会社	栃木県知事(4)4729	代表取締役松本欣也	栃木県宇都宮市双葉１―13―41	〃
令07全保2580	有限会社光永	埼玉県知事(4)20706	代表取締役山本幸子	埼玉県上尾市原市344―１	〃
令07全保2581	株式会社レプロデュース	新潟県知事(2)5519	代表取締役宮本裕将	新潟県新潟市中央区美咲町１―７―55	〃
令07全保2582	株式会社テン・エイティー	富山県知事(1)3154	代表取締役庄司有志	富山県小矢部市泉町11番13号	〃
令07全保2583	福井不動産株式会社	福井県知事(17)１	代表取締役加藤幸枝	福井県福井市松本１―７―12	〃
令07全保2584	有限会社旭宅建	福井県知事(11)763	代表取締役土井幸広	福井県福井市毛矢３―１―26	〃
令07全保2585	有限会社エムズ	奈良県知事(7)3012	代表取締役甲斐優	奈良県大和郡山市大宮町12―２	〃
令07全保2586	株式会社鶴田商店	奈良県知事(2)4301	代表取締役岸森弘樹	奈良県橿原市西新堂町20番１	〃
令07全保2587	株式会社ミサト	奈良県知事(2)4332	代表取締役鎌田雄文	奈良県奈良市三条町606―61―２Ｆ	〃
令07全保2588	ファイン・パートナー	和歌山県知事(4)3564	大田俊治	和歌山県和歌山市新在家181―１	〃
令07全保2589	清水不動産	徳島県知事(15)228	清水正憲	徳島県徳島市西須賀町中開32―４	〃
令07全保2590	高屋不動産	香川県知事(5)3763	石川光久	香川県観音寺市高屋町573	〃
令07全保2591	有限会社ミルクハウス	香川県知事(4)4049	代表取締役久保勝則	香川県高松市鬼無町藤井545―２	〃
令07全保2592	坂出不動産	香川県知事(2)4414	本条壽男	香川県坂出市京町２―５―20	〃
令07全保2593	株式会社上滝建設	佐賀県知事(14)1212	代表取締役上瀧隆	佐賀県佐賀市今宿町２―５	〃
令07全保2594	株式会社井手工務所	佐賀県知事(1)2653	代表取締役井手将貴	佐賀県唐津市和多田天満町１丁目６番38号	〃
令07全保2595	小山企画	熊本県知事(6)3982	小山立子	熊本県熊本市東区長嶺西１―８―13	〃
令07全保2596	うすき不動産株式会社	大分県知事(2)3211	代表取締役園田亀久夫	大分県臼杵市大字福良37―１	〃
令07全保2597	風の不動産	岩手県知事(3)2427	河口國男	岩手県盛岡市みたけ３―23―３―３Ｆ	〃
令07全保2598	光宅建株式会社	宮城県知事(9)3567	代表取締役三浦高広	宮城県仙台市青葉区旭ケ丘４―31―１―１階	〃
令07全保2599	常陸開発株式会社	茨城県知事(14)1819	代表取締役鈴木幸吉	茨城県牛久市中央５―27―３	〃
令07全保2600	株式会社ひまわり住宅	茨城県知事(9)3780	代表取締役佐藤佳男	茨城県牛久市中央５―14―５	〃
令07全保2601	大野不動産	茨城県知事(8)4878	大野一男	茨城県つくば市大字下平塚420―１	〃
令07全保2602	有限会社泉不動産	茨城県知事(5)6355	代表取締役鈴木泉	茨城県水戸市内原２―１	〃
令07全保2603	アバンス有限会社	茨城県知事(4)6370	代表取締役秋葉賢一	茨城県つくばみらい市陽光台１―12―12	〃
令07全保2604	株式会社斎藤ホーム	群馬県知事(8)5200	代表取締役齋藤恭章	群馬県前橋市西片貝町一丁目289番地４	〃
令07全保2605	株式会社スターライト・ソリューションズ	群馬県知事(1)7785	代表取締役青木亮介	群馬県伊勢崎市宮子町3627番地３	〃
令07全保2606	株式会社日忠	東京都知事(17)1587	代表取締役早田昌子	東京都渋谷区富ヶ谷１―２―６―102	〃
令07全保2607	トヨタ土地建物株式会社	東京都知事(16)12741	代表取締役豊田豊彦	東京都渋谷区神宮前６―14―14	〃
令07全保2608	和賀建設株式会社	東京都知事(15)13674	代表取締役和賀雄四	東京都杉並区和泉３―42―12	〃
令07全保2609	タカシ産業株式会社	東京都知事(13)32122	代表取締役武藤博孝	東京都葛飾区お花茶屋１―15―16	〃
令07全保2610	株式会社第一エステートコンサルタンツ	東京都知事(12)35373	代表取締役𠮷谷幸治	東京都港区元赤坂１―１―７オリエント赤坂モートサイドビル704	〃
令07全保2611	株式会社昭和住地	東京都知事(10)44224	代表取締役森進	東京都練馬区土支田３―22―８―201	〃
令07全保2612	不動産のめいとく	東京都知事(6)75484	廣瀬南海子	東京都豊島区駒込１―11―４	9,945,000円
令07全保2613	有限会社小林住建	東京都知事(6)76407	代表取締役小林巖	東京都江戸川区南小岩７―21―７	1000万円
令07全保2614	あさひ不動産株式会社	東京都知事(6)77508	代表取締役関口豊	東京都台東区台東４―１―10	〃
令07全保2615	株式会社ケイトレイド	東京都知事(5)79161	代表取締役久保田博一	東京都千代田区九段北４―１―31―402	〃
令07全保2616	有限会社井口工務店	東京都知事(5)79833	代表取締役井口明夫	東京都小平市花小金井４―12―34	〃
令07全保2617	アイホーム市谷薬王寺	東京都知事(5)81223	今井保己	東京都新宿区市谷薬王寺町４―11―101	〃
令07全保2618	東京建物管理株式会社	東京都知事(3)95444	代表取締役石井健太	東京都中央区新富１―16―12	〃
令07全保2619	アイアップ株式会社	東京都知事(3)95976	代表取締役山崎崇矢	東京都港区麻布十番１―７―１―７階	〃
令07全保2620	株式会社ケーズコーポレーション	東京都知事(2)103301	代表取締役岸野舜護	東京都江戸川区東葛西５―12―15ビジネスゲート葛西１Ｆ―Ａ号室	〃
令07全保2621	株式会社ＪＡＭ	東京都知事(1)105264	代表取締役田中敦子	東京都江戸川区船堀３―１―３	〃
令07全保2622	レア株式会社	東京都知事(1)106596	代表取締役山田和義	東京都豊島区池袋２―40―２	〃
令07全保2623	株式会社ＳＭＨ	東京都知事(1)109437	代表取締役三浦敦	東京都文京区本郷１―５―17三洋ビル33号室	〃

令07全保2624	株式会社カスミライン	東京都知事⑴110994	代表取締役山城雄二	東京都足立区綾瀬７―22―５―106	〃
令07全保2625	株式会社エクスモア	東京都知事⑴111138	代表取締役平野隼人	東京都新宿区早稲田鶴巻町558吉田ビル１階	〃
令07全保2626	ＩＮＳＯＬ―ＨＩＧＨ株式会社	東京都知事⑴111165	代表取締役磯部宗克	東京都千代田区大手町１―９―２	〃
令07全保2627	株式会社チンシン	東京都知事⑴112009	代表取締役廖卿伶	東京都台東区上野７―３―９	〃
令07全保2628	ムラカミ商事	兵庫県知事⑭6788	村上修	兵庫県加古川市平岡町新在家1863	〃
令07全保2629	株式会社センチュリーハウジング	兵庫県知事⑼201793	代表取締役藤村勲	兵庫県西宮市甲子園浦風町16―35―101	〃
令07全保2630	有限会社とあほーむ	兵庫県知事⑸203691	代表取締役山口良子	兵庫県西宮市室川町５―26―102	〃
令07全保2631	幸栄商事	兵庫県知事⑶204050	林判正	兵庫県芦屋市業平町１―18	〃
令07全保2632	有限会社アトス	兵庫県知事⑽450474	取締役桶本浩史	兵庫県姫路市栗山町126イノウエビル３―Ａ	〃
令07全保2633	有限会社神興不動産	兵庫県知事⑹451000	代表取締役神吉裕資	兵庫県姫路市三左衛門堀西の町223	〃
令07全保2634	株式会社鴨建	兵庫県知事⑴451749	代表取締役鴨健太郎	兵庫県加古川市加古川町美乃利275―１	〃
令07全保2635	柳田工業株式会社	兵庫県知事⑻750109	代表取締役柳田康博	兵庫県丹波市春日町柚津720	〃
令07全保2636	有限会社白井立地販売	広島県知事⑶10247	代表取締役白井法明	広島県広島市西区庚午中２―16―28―407	〃
令07全保2637	井手	広島県知事⑴11073	井手信博	広島県広島市安芸区畑賀３―31―15	〃
令07全保2638	株式会社大宝組	広島県知事⑴11298	代表取締役新宅活巳	広島県尾道市新浜２―５―27	〃
令07全保2639	株式会社ザイマ	山口県知事⑻2300	代表取締役在間正弘	山口県宇部市大小路３―９―23	〃
令07全保2640	福岡不動産コンサルティング株式会社	福岡県知事⑶16600	代表取締役山下陽子	福岡県福岡市中央区渡辺通２―１―82	〃
令07全保2641	株式会社バウビオジャパン	福岡県知事⑴20467	代表取締役山川秀徳	福岡県柳川市三橋町吉開766―４	〃
令07全保2642	白木住宅	福岡県知事⑴20726	白木康雄	福岡県糟屋郡志免町桜丘１―９―11	〃
令07全保2643	大中不動産	佐賀県知事⑺1956	大中江一郎	佐賀県佐賀市川副町大字西古賀1781	〃
令07全保2644	シモハマ不動産	長崎県知事⑾1865	下濱誠一郎	長崎県諫早市宇都町19―63	〃
令07全保2645	有限会社野上工務店	大分県知事⑺2366	代表取締役野上悟	大分県日田市大字北豆田1777―１	〃
令07全保2646	富士不動産	宮崎県知事⑺3978	横山健三郎	宮崎県都城市一万城町82―３―２	〃
令07全保2647	ミツワ産業株式会社	宮崎県知事⑹4228	代表取締役本邦博	宮崎県都城市庄内町12471番地	〃
令07全保2648	株式会社扇不動産	宮崎県知事⑷4491	代表取締役福留博之	宮崎県都城市上東町23―12	〃
令07全保2649	株式会社Ｅ．ＷＡＬＫ	宮崎県知事⑶4715	代表取締役甲斐俊作	宮崎県日向市伊勢ケ浜117番地	〃
令07全保2650	有限会社武岡プラザ	鹿児島県知事⒀1090	取締役川名ミヨ子	鹿児島県鹿児島市武岡１―39―４	〃
令07全保2651	有限会社尾前商会	鹿児島県知事⑿2269	取締役尾前誠	鹿児島県鹿児島市下荒田３―27―14	〃
令07全保2652	ロイヤル不動産	鹿児島県知事⑼3583	中薗キワ子	鹿児島県鹿児島市紫原４―13―13	〃
令07全保2653	有限会社豊栄ハウス	鹿児島県知事⑹4475	代表取締役久留須正則	鹿児島県鹿児島市武岡１―20―１	〃
令07全保2654	アリマ地所	鹿児島県知事⑶5801	有馬忠宏	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６―19―１	〃
令07全保2655	株式会社プログレッシブ	国土交通大臣⑴10324	代表取締役亀田谷政秀	埼玉県新座市野火止５―14―６	1500万円
令07全保2656	合同会社ＡＬＥＲＯ７６	関整特事⑴254	（一社）アレーロ・プラス	東京都千代田区神田錦町１―21―１	1000万円
令07全保2657	青森地産	青森県知事⑿1877	春日井澄	青森県青森市桜川３―14―３	〃
令07全保2658	沢田不動産商会	青森県知事⑸3151	澤田のり子	青森県青森市松原３―１―21	〃
令07全保2659	小野寺不動産	岩手県知事⑽1618	小野寺綾男	岩手県一関市舞川字折ノ口130	〃
令07全保2660	株式会社東京土地開発	岩手県知事⑷2313	代表取締役佐々木祐子	岩手県盛岡市菜園１―７―22	〃
令07全保2661	株式会社ＮＯＭＣＯ＆ＣＯ．	宮城県知事⑼3110	代表取締役神田貢典	宮城県石巻市開成１―65	〃
令07全保2662	吉岡不動産	宮城県知事⑹4566	城丸光子	宮城県黒川郡大和町吉岡道下一番１	〃
令07全保2663	エンカーサ株式会社	宮城県知事⑷5648	代表取締役小林宏次	宮城県仙台市青葉区上愛子字街道65―１	〃
令07全保2664	西川サッシ販売株式会社	福島県知事⑺1784	代表取締役西川仁	福島県福島市黒岩字堂ノ後３―１	〃
令07全保2665	有限会社ドリームアンカー	福島県知事⑷2701	代表取締役藤森徹二	福島県いわき市好間町中好間字八反田19―３	〃
令07全保2666	株式会社大竹不動産	福島県知事⑶3057	代表取締役大竹修二	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字後原188―２	〃
令07全保2667	株式会社ハイブリッジ	福島県知事⑵3312	代表取締役髙橋勝義	福島県福島市吉倉字前田１―１	〃
令07全保2668	株式会社ＬＥＧＩＴ	福島県知事⑴3472	代表取締役寺島義健	福島県福島市上名倉字清合14―１	〃
令07全保2669	有限会社アイテック	福島県知事⑴3507	代表取締役大波秀幸	福島県福島市大森字中町裏18	〃
令07全保2670	有限会社横須賀不動産	福島県知事⑽10272	代表取締役横須賀洋	福島県福島市鳥谷野字杉ノ内３―１	〃
令07全保2671	清水不動産	埼玉県知事⒂3358	清水實	埼玉県鴻巣市愛の町476	〃
令07全保2672	島津建設	埼玉県知事⑿8307	島津龍雄	埼玉県川口市上青木西４―16―24	〃
令07全保2673	石原不動産	埼玉県知事⑿8473	石原寛	埼玉県入間郡毛呂山町中央３―15―１	〃

令07全保2674	豊住建株式会社	埼玉県知事 ⑹17771	代表取締役 渡辺和江	埼玉県朝霞市本町２―12―24	〃
令07全保2675	有限会社とらや住宅	埼玉県知事 ⑹18437	代表取締役 西川信徹	埼玉県越谷市袋山1409―１	〃
令07全保2676	株式会社住建堂	埼玉県知事 ⑸20474	代表取締役 眞子友和	埼玉県草加市氷川町2127―４	〃
令07全保2677	株式会社アイプラスホーム	埼玉県知事 ⑷20889	代表取締役 宇佐美嘉康	埼玉県さいたま市中央区上落合３―３―45	〃
令07全保2678	株式会社フリージアホーム	埼玉県知事 ⑷21556	代表取締役 髙風聞浩久	埼玉県朝霞市本町２―６―33	〃
令07全保2679	株式会社アクア	埼玉県知事 ⑴24339	代表取締役 徳永奈美	埼玉県さいたま市南区神明１―４―15	〃
令07全保2680	ジョイプラス株式会社	埼玉県知事 ⑴24343	代表取締役 茂木孝	埼玉県本庄市銀座３―６―３	〃
令07全保2681	株式会社ジェオシー	埼玉県知事 ⑴24788	代表取締役 沼﨑準平	埼玉県富士見市鶴馬１―17―23―106号室	〃
令07全保2682	成蹊株式会社	埼玉県知事 ⑴25085	代表取締役 広瀬誠	埼玉県川口市西川口１―18―18―702号室	〃
令07全保2683	西武エステート株式会社	埼玉県知事 ⑴25252	代表取締役 稲冨充子	埼玉県所沢市東町22―13	〃
令07全保2684	有限会社島村不動産	千葉県知事 ⒂2255	代表取締役 太世権	千葉県市川市市川南１―１―４	〃
令07全保2685	有限会社丸吉商事	千葉県知事 ⒁4304	代表取締役 吉槇正明	千葉県船橋市三山６―41―29	〃
令07全保2686	株式会社中央ハウジング	千葉県知事 ⑿6568	代表取締役 佐藤満男	千葉県船橋市西船４―17―１―201	〃
令07全保2687	有限会社コスモランド	千葉県知事 ⑼10718	代表取締役 谷口律子	千葉県松戸市新松戸４―154	〃
令07全保2688	有限会社五晃ハウジング	千葉県知事 ⑹13574	代表取締役 藤井晃	千葉県松戸市新松戸３―141	〃
令07全保2689	株式会社シントウキョウエージェント	千葉県知事 ⑷15665	代表取締役 吉野勝秀	千葉県松戸市日暮２―２―４第14シントウキョウビル	〃
令07全保2690	株式会社玉川開発	千葉県知事 ⑶16286	代表取締役 玉川大悟	千葉県茂原市高師1735番地―２Ｆ	〃
令07全保2691	株式会社アート開発	千葉県知事 ⑵16871	代表取締役 廣田博則	千葉県佐倉市江原台１―24―５―104	〃
令07全保2692	株式会社関東開発研究所	千葉県知事 ⑵17083	代表取締役 中村和成	千葉県千葉市美浜区打瀬１―10―10番街419	〃
令07全保2693	株式会社ＰＲＥＢコーポレーション	千葉県知事 ⑵17447	代表取締役 高橋和男	千葉県成田市飯田町157―７秋山ビル２階	〃
令07全保2694	福田不動産株式会社	千葉県知事 ⑴17816	代表取締役 福田和明	千葉県柏市加賀３―14―６	〃
令07全保2695	有限会社アリエスト	千葉県知事 ⑴17887	代表取締役 仲間大輔	千葉県木更津市長須賀333―８―３Ｆ	〃
令07全保2696	株式会社グラスランチハウス	千葉県知事 ⑴18740	代表取締役 横田繁	千葉県八千代市村上南３―５―３―102	〃
令07全保2697	久米川土地建物株式会社	東京都知事 ⒃8658	代表取締役 鈴木弘	東京都東村山市栄町２―19―３	〃
令07全保2698	米沢観光株式会社	東京都知事 ⒂17555	代表取締役 柳京太朗	東京都品川区戸越５―７―14	〃
令07全保2699	株式会社サポート・ワン	東京都知事 ⑸79019	代表取締役 明本真吾	東京都世田谷区成城２―40―９	〃
令07全保2700	プロマネックス株式会社	東京都知事 ⑷84978	代表取締役 石垣知広	東京都港区三田２―７―１―1509	〃
令07全保2701	株式会社エイブル	東京都知事 ⑷85455	代表取締役 石原久義	東京都稲城市大丸701―17	〃
令07全保2702	株式会社ドルチェライフ	東京都知事 ⑷90088	代表取締役 長井守	東京都立川市富士見町２―11―16	〃
令07全保2703	髙橋工務店	東京都知事 ⑶92403	髙橋光子	東京都杉並区和泉４―22―22	〃
令07全保2704	株式会社トランスサイエンスサポート	東京都知事 ⑶95333	代表取締役 有川志津雄	東京都目黒区青葉台１―27―10	〃
令07全保2705	株式会社ユア・パートナーズ	東京都知事 ⑶96592	代表取締役 矢山泰三	東京都新宿区水道町３―１	〃
令07全保2706	株式会社ザイホーム	東京都知事 ⑵97857	代表取締役 山田啓嘉	東京都新宿区新宿６―５―１山一ビル201	〃
令07全保2707	首都圏不動産株式会社	東京都知事 ⑵98106	代表取締役 前田亮	東京都台東区台東４―29―15	〃
令07全保2708	株式会社フィンベスト	東京都知事 ⑵98348	代表取締役 山下幹和	東京都江東区平野３―２―６―２Ｆ	〃
令07全保2709	ＢＩＲＯコーポレーション株式会社	東京都知事 ⑵100499	代表取締役 鈴木博幸	東京都練馬区大泉学園町６―15―38	〃
令07全保2710	株式会社ユニベス・コンサルティング	東京都知事 ⑵103524	代表取締役 畔柳謙一	東京都港区元麻布３―１―６	〃
令07全保2711	ＢｌｕｅＯｒｄｅｒ株式会社	東京都知事 ⑴105281	代表取締役 武田崇嗣	東京都港区芝浦３―17―11天翔田町ビル1011号室	〃
令07全保2712	株式会社ＡＮＱ	東京都知事 ⑴105347	代表取締役 鈴木和佳	東京都港区麻布台２―３―22	〃
令07全保2713	株式会社ハウス・オペレーション	東京都知事 ⑴105608	代表取締役 木村裕史	東京都北区王子本町１―21―２―703	〃
令07全保2714	ファイブスター・パートナーズ株式会社	東京都知事 ⑴108022	代表取締役 吉山直樹	東京都中央区日本橋小舟町８―13天翔日本橋ビル４階	〃
令07全保2715	株式会社三佑商事	東京都知事 ⑴110902	代表取締役 朴東振	東京都中野区中野５―61―１	〃
令07全保2716	竹谷建設株式会社	神奈川県知事 ⒀8067	代表取締役 竹谷勇	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町3183	〃
令07全保2717	株式会社エイトホーム	神奈川県知事 ⑾13001	代表取締役 西條八郎	神奈川県横浜市港北区大倉山６―２―６	〃
令07全保2718	有限会社リゾートアンドリサーチ	神奈川県知事 ⑸23760	代表取締役 髙松利昭	神奈川県横浜市磯子区久木町13―28	〃
令07全保2719	ベルハウジング	神奈川県知事 ⑸24269	鈴木和人	神奈川県横浜市戸塚区深谷町677―25	〃
令07全保2720	有限会社プラスワン	神奈川県知事 ⑷26485	代表取締役 玉川幸正	神奈川県相模原市南区相模台５―３―18	〃
令07全保2721	株式会社美里	神奈川県知事 ⑵29388	代表取締役 西山洋一	神奈川県足柄下郡湯河原町土肥４―２―40	〃
令07全保2722	株式会社ＦｒｅｅＦａｃｔｏｒｙ	神奈川県知事 ⑵30574	代表取締役 橋爪現	神奈川県厚木市三田南２―18―１―４	〃
令07全保2723	八興開発株式会社	神奈川県知事 ⑵30776	代表取締役 永井康雄	神奈川県横浜市磯子区西町５―20	〃

令07全保2724	株式会社ノースポイント	神奈川県知事 ⑴30992	代表取締役 市川浩和	神奈川県横浜市都筑区中川１―８―15	〃
令07全保2725	ハウスファーム株式会社	神奈川県知事 ⑴31280	代表取締役 市川達郎	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２―22―３伊藤ビル404	〃
令07全保2726	横濱プロパティ株式会社	神奈川県知事 ⑴31334	代表取締役 髙川晴生	神奈川県横浜市中区尾上町３―30―１	〃
令07全保2727	ＳＥＩＷＡＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社	神奈川県知事 ⑴31432	代表取締役 長尾拓	神奈川県川崎市高津区久末278―２ユナイト久末106	〃
令07全保2728	有限会社オフィスカワジ	神奈川県知事 ⑴31598	代表取締役 川路智弘	神奈川県相模原市中央区共和４―20―16グロウイング102	〃
令07全保2729	株式会社Ｇｚｅｓｔａｔｅ	神奈川県知事 ⑴32437	代表取締役 郡司秀之	神奈川県横浜市西区みなとみらい４―４―２―12Ｆ	〃
令07全保2730	ＡＰＯすまいる合同会社	神奈川県知事 ⑴32722	代表社員 冨樫晃	神奈川県鎌倉市大船３―６―２	〃
令07全保2731	石田不動産商事株式会社	新潟県知事 ⑮915	代表取締役 石田幸之進	新潟県新潟市北区木崎888―２	〃
令07全保2732	株式会社新越不動産	新潟県知事 ⑾2669	代表取締役 中山栄	新潟県燕市杣木1961―６	〃
令07全保2733	有限会社新潟アセット設計	新潟県知事 ⑹4283	代表取締役 清水光祐	新潟県新潟市西区小新南１―２―45	〃
令07全保2734	松本木材有限会社	長野県知事 ⑮689	代表取締役 松本邦好	長野県長野市篠ノ井布施高田1118	〃
令07全保2735	株式会社カワモト	長野県知事 ⑸4714	代表取締役 河本龍一	長野県長野市川中島町今井1780	〃
令07全保2736	空間工房株式会社	長野県知事 ⑴5748	代表取締役 岡本竜人	長野県長野市大字高田654―１	〃
令07全保2737	株式会社ルクスト	石川県知事 ⑴4545	代表取締役 大浦賢太	石川県金沢市吉原町ヨ142	〃
令07全保2738	河村土地住宅	岐阜県知事 ⑹4078	河村勝美	岐阜県関市寿町１―４―７	〃
令07全保2739	株式会社中堅	岐阜県知事 ⑶4831	代表取締役 森俊昭	岐阜県本巣市仏生寺265鵜飼ビル202号	〃
令07全保2740	三幸不動産	岐阜県知事 ⑵4885	安藤久司	岐阜県岐阜市金宝町３―７	〃
令07全保2741	協和コンサルタント株式会社	静岡県知事 ⒀3528	代表取締役 土田勇	静岡県伊豆の国市三福111―１	〃
令07全保2742	株式会社沼津駅前賃貸センター	静岡県知事 ⑼6543	代表取締役 坂本拓郎	静岡県沼津市大手町３―２―18	〃
令07全保2743	株式会社丸忠	静岡県知事 ⑻7373	代表取締役 村松俊雄	静岡県富士市久沢1415―２	〃
令07全保2744	萬清木材地所	愛知県知事 ⑽12870	松井康久	愛知県新城市字町並116・117合併地	〃
令07全保2745	勝吉商店	愛知県知事 ⑽13879	平山和義	愛知県大府市追分町３―344	〃
令07全保2746	グローバル不動産	愛知県知事 ⑻15716	代表取締役 藤井康利	愛知県常滑市大野町５―81	〃
令07全保2747	篠島中村不動産	愛知県知事 ⑻16116	中村俊朗	愛知県知多郡南知多町大字篠島字浦磯３―23	〃
令07全保2748	株式会社パル・ネットワーク	愛知県知事 ⑺17041	代表取締役 佐々木美代子	愛知県豊橋市牛川薬師町87―１	〃
令07全保2749	株式会社石建	愛知県知事 ⑺17250	代表取締役 石川俊久	愛知県岡崎市上和田町字ヒソ畑８	〃
令07全保2750	有限会社グリーン・ハウジング	愛知県知事 ⑹18035	代表取締役 長坂昌則	愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺３―７	〃
令07全保2751	有限会社マルサトラスト	愛知県知事 ⑸19218	代表取締役 内山文雄	愛知県豊橋市朝丘町128―１	〃
令07全保2752	株式会社国盛	愛知県知事 ⑸19726	代表取締役 永井國晃	愛知県名古屋市昭和区川名町４丁目20番地	〃
令07全保2753	株式会社小山商事	愛知県知事 ⑷20652	代表取締役 安田智美	愛知県豊田市丸山町８―39	〃
令07全保2754	アン・リレーションズ株式会社	愛知県知事 ⑵23099	代表取締役 道田倫康	愛知県名古屋市中区千代田３―15―８	〃
令07全保2755	パパママハウス株式会社	愛知県知事 ⑵23597	代表取締役 山口勉	愛知県名古屋市緑区松が根台254	1500万円
令07全保2756	合同会社七福	愛知県知事 ⑵23712	代表社員 竹内友信	愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字朝日30―１	1000万円
令07全保2757	株式会社白沢	愛知県知事 ⑵23851	代表取締役 谷口秀敬	愛知県名古屋市守山区川村町144	〃
令07全保2758	株式会社ＹＭＫｎｅｔ	愛知県知事 ⑴25448	代表取締役 長嶋由美子	愛知県名古屋市千種区御棚町３―16―501号	〃
令07全保2759	株式会社アクア	愛知県知事 ⑴25500	代表取締役 伊豫田浩孝	愛知県額田郡幸田町大字相見字沖原69アヴニール相見101号室	〃
令07全保2760	むすびめ不動産	愛知県知事 ⑴25941	多田佳世	愛知県知多市新舞子字竜72―13	〃
令07全保2761	アースエージェント	三重県知事 ⑺2298	谷孝治	三重県四日市市楠町本郷1663―２	〃
令07全保2762	松岡建設株式会社	三重県知事 ⑷3064	代表取締役 松岡伸年	三重県三重郡川越町亀崎新田51番地１	〃
令07全保2763	株式会社北斗開発	三重県知事 ⑶3212	代表取締役 大城龍太郎	三重県松阪市高町371番地25	〃
令07全保2764	有限会社山崎不動産	福井県知事 ⑼922	代表取締役 山﨑勝利	福井県福井市月見３―２―49	〃
令07全保2765	大一不動産	京都府知事 ⒀4316	森重泰昌	京都府京都市山科区御陵鴨戸町62―９洛東ハイツ１階12号	〃
令07全保2766	ベルウッドプラン	京都府知事 ⑹11015	鈴木明子	京都府京都市左京区一乗寺木ノ本町３番地の５	〃
令07全保2767	七福商会	京都府知事 ⑸11626	嵯峨﨑照夫	京都府京都市伏見区墨染町699番地の７	〃
令07全保2768	株式会社ハタテック	京都府知事 ⑷12241	代表取締役 畑雅之	京都府京田辺市花住坂１丁目２番地４	〃

令07全保2769	株式会社京阪興産	京都府知事⑷12281	代表取締役	寺内友子	京都府京都市伏見区深草寺内町842番地	〃
令07全保2770	株式会社前田測量設計	京都府知事⑷12482	代表取締役	前田正基	京都府宇治市小倉町西畑28番地26	〃
令07全保2771	株式会社大林工務店	京都府知事⑴14618	代表取締役	猪坂英仁	京都府京都市左京区上高野上荒蒔町２番地の３	〃
令07全保2772	佐藤商店	大阪府知事⑯5631	佐藤治彦		大阪府大阪市東住吉区山坂４－２－４	〃
令07全保2773	日本セーフ・ガード株式会社	大阪府知事⑾24635	代表取締役	井本裕之	大阪府大阪市中央区島之内１―14―31	〃
令07全保2774	豊成不動産	大阪府知事⑼30679	田中信人		大阪府大阪市北区曽根崎新地１－９―13	〃
令07全保2775	有限会社アルファプランニング	大阪府知事⑹46757	代表取締役	黒﨑亜子	大阪府泉南郡田尻町吉見740―21	〃
令07全保2776	株式会社伊奈岡材木店	大阪府知事⑸48165	代表取締役	伊奈岡芳郎	大阪府箕面市白島１―３―17	〃
令07全保2777	ニューライフ株式会社	大阪府知事⑷51492	代表取締役	新居将英	大阪府大阪市中央区本町１－５－６－２Ｆ	〃
令07全保2778	サイモンピュア	大阪府知事⑷51970	才門宏平		大阪府岸和田市西之内町67―３	〃
令07全保2779	有限会社エル・コーポレーション	大阪府知事⑷52031	代表取締役	遠岳智津子	大阪府大阪市阿倍野区文の里１－２－８	〃
令07全保2780	心栄ハウジング	大阪府知事⑷52044	宇津﨑数博		大阪府大東市赤井２―６―17	〃
令07全保2781	すばるハウジング	大阪府知事⑷52134	北川孝		大阪府東大阪市上六万寺町６―10	〃
令07全保2782	ライフスタイル	大阪府知事⑶55279	渡邊篤実		大阪府東大阪市友井３－３―40	〃
令07全保2783	住宅営繕サービス株式会社	大阪府知事⑷55547	代表取締役	前田敏明	大阪府八尾市旭ケ丘４―11―１	〃
令07全保2784	株式会社ミマサ	大阪府知事⑶56512	代表取締役	大槻正俊	大阪府交野市東倉治３－８―13	〃
令07全保2785	タクシステム株式会社	大阪府知事⑵58346	代表取締役	辻光哉	大阪府大阪市中央区平野町１－８－５－４階	〃
令07全保2786	株式会社麻田不動産	大阪府知事⑵58554	代表取締役	麻田照美	大阪府門真市本町20―４八紘マンション１階	〃
令07全保2787	株式会社まつばえ	大阪府知事⑵58726	代表取締役	西尾照代	大阪府大阪市城東区関目１―15―20―201	〃
令07全保2788	株式会社ＥｉｇｈｔＵｐ	大阪府知事⑵58729	代表取締役	牧野大介	大阪府大阪市阿倍野区昭和町５－８－20―201	〃
令07全保2789	ツバサホールディングス株式会社	大阪府知事⑵58935	代表取締役	中澤成記	大阪府和泉市室堂町726―16	〃
令07全保2790	株式会社ペガサス	大阪府知事⑵59745	代表取締役	西園寺優真	大阪府大阪市浪速区戎本町１－９―21	〃
令07全保2791	株式会社ボウト	大阪府知事⑵60690	代表取締役	前田大豪	大阪府大阪市北区天神橋２－５―26	〃
令07全保2792	株式会社ロータスゴールド	大阪府知事⑵60928	代表取締役	髙川雄宏	大阪府大阪市西区西本町１－２－４	〃
令07全保2793	株式会社フタバコーポレーション	大阪府知事⑵60993	代表取締役	木村修	大阪府大阪市中央区淡路町３－１－１	〃
令07全保2794	ＭＡＳＴＥＲＫｅｙ株式会社	大阪府知事⑴61723	代表取締役	中野仁貴	大阪府大阪市中央区北浜３－１―15北浜高田ビル７Ｆ	〃
令07全保2795	三和不動産株式会社	大阪府知事⑴61908	代表取締役	周凱健	大阪府大阪市西成区長橋２－６―27	〃
令07全保2796	アクアリノベーションマネジメント株式会社	大阪府知事⑴62128	代表取締役	谷垣徹	大阪府大阪市西区靭本町１－14―15本町クイーンビル	〃
令07全保2797	東日創建株式会社	大阪府知事⑴62368	代表取締役	片岡瑞明	大阪府大阪市西成区花園北２－３―22―１Ｆ	〃
令07全保2798	東京ビッグハウスコミュニティ株式会社	大阪府知事⑴63179	代表取締役	飯島啓行	大阪府大阪市西区西本町１－４－１オリックス本町ビル	〃
令07全保2799	株式会社ＦＵＮＡＮＰＲＯＪＥＣＴ	大阪府知事⑴63225	代表取締役	大本学	愛媛県西条市中野甲1293―２	〃
令07全保2800	ハナコホームサービス	奈良県知事⑴4399	杉浦恵美		奈良県奈良市学園大和町３丁目232番地５	〃
令07全保2801	イクエ住宅株式会社	岡山県知事⑾2778	代表取締役	吉本敦子	岡山県岡山市北区奉還町３丁目４－７－４Ｆ	〃
令07全保2802	エスト・イノベーション株式会社	岡山県知事⑸4696	代表取締役	片鍋翔太	岡山県倉敷市東富井831―３	〃
令07全保2803	株式会社ＲＡＩＳＥ	岡山県知事⑷5179	代表取締役	森本剛仁	岡山県岡山市南区豊成１－８―40	〃
令07全保2804	有限会社楠建設	徳島県知事⑻2020	代表取締役	楠政雄	徳島県板野郡藍住町勝瑞字正喜地53	〃
令07全保2805	広瀬不動産	徳島県知事⑻2172	廣瀬隆人		徳島県徳島市中昭和町５丁目49―２	〃
令07全保2806	エリアブリッジ	愛媛県知事⑷5008	今西淑裕		愛媛県西条市大町443―12	〃
令07全保2807	株式会社Ａｒｃｔａｔｅ	愛媛県知事⑴5783	代表取締役	岩佐涼介	愛媛県松山市道後湯月町１―27	〃
令07全保2808	日伸不動産	佐賀県知事⑽1555	中島則行		佐賀県佐賀市日の出１－１―23	〃
令07全保2809	武藤工務店	熊本県知事⑷4469	武藤敬治		熊本県菊池市旭志弁利2016―15	〃
令07全保2810	冨永不動産	宮崎県知事⑾2954	冨永則夫		宮崎県都城市高城町穂満坊328―10	〃
令07全保2811	アパ土地不動産有限会社	沖縄県知事⑶4140	代表取締役	玉城良	沖縄県石垣市真栄里873―１	〃
令07全保2812	株式会社喜瀬コーポレーション	沖縄県知事⑵4614	代表取締役	喜瀬愼助	沖縄県宜野湾市伊佐２―２―１―112	〃
令07全保2813	株式会社沖プラン	沖縄県知事⑵4790	代表取締役	奥原悟	沖縄県沖縄市知花４―13―１―Ｌ１―Ａ	〃

第52期決算公告

令和８年１月28日
東京都足立区青井五丁目５番15号
株式会社くるまやラーメン
代表取締役　大西　宏禧

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,075,332
	固定資産	579,247
	資産合計	1,654,580
負債及び純資産の部	流動負債	357,379
	（賞与引当金）	(45,350)
	固定負債	58,346
	（退職給付引当金）	(33,180)
	株主資本	1,238,855
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,228,855
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,226,355
	（うち当期純利益）	(14,631)
	負債・純資産合計	1,654,580

第6期決算公告

令和８年１月20日
東京都中央区八重洲２－２－１東京ミッドタウン八重洲八重洲セントラルタワー８階
株式会社ストラテジーテック・コンサルティング
代表取締役　三浦　大地

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,967,138
	固定資産	1,241,649
	資産合計	4,208,788
負債及び純資産の部	流動負債	1,634,286
	賞与引当金	207,311
	固定負債	79,981
	株主資本	2,494,520
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,454,520
	その他利益剰余金	2,454,520
	（うち当期純利益）	(1,057,737)
	負債・純資産合計	4,208,788

第10期決算公告

2025年12月５日

東京都渋谷区桜丘町20番４号

株式会社ＮＥＸＹＺ．東日本

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	409,135
	固定資産	17,226
	資産合計	426,361
負債及び純資産の部	流動負債	440,809
	株主資本	△14,447
	資本金	10,000
	利益剰余金	△24,447
	その他利益剰余金	△24,447
	（うち当期純利益）	(775,340)
	負債・純資産合計	426,361

第67期決算公告

令和８年２月12日
横浜市港南区日野中央二丁目36番25号
共栄産業株式会社
代表取締役　吉田香太郎

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	409
	固定資産	230
	合計	639
負債及び純資産の部	流動負債	418
	固定負債	142
	株主資本	79
	資本金	20
	利益剰余金	59
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	54
	（うち当期純利益）	(30)
	合計	639

第46期決算公告

令和８年２月12日
東京都杉並区桃井一丁目３番２号
シンコー・克明工業株式会社
代表取締役　吉田香太郎

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,021
	固定資産	334
	合計	2,356
負債及び純資産の部	流動負債	1,551
	固定負債	248
	株主資本	556
	資本金	50
	利益剰余金	506
	利益準備金	14
	その他利益剰余金	492
	（うち当期純利益）	(130)
	合計	2,356

第18期決算公告

令和８年２月12日
東京都港区赤坂二丁目23番１号
株式会社ＭＢＳ
代表取締役　堀口　　新

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	41,660,557
	固定資産	122,090,530
	資産合計	163,751,087
負債及び純資産の部	流動負債	41,346,875
	固定負債	69,697,514
	株主資本	33,724,798
	資本金	22,000,000
	利益剰余金	11,724,798
	その他利益剰余金	11,724,798
	（うち当期純利益）	(43,977,340)
	評価・換算差額等	18,981,900
	その他有価証券評価差額金	18,981,900
	負債・純資産合計	163,751,087

第16期決算公告

令和８年２月12日
名古屋市南区弥次ヱ町三丁目77番地
名新パイピング株式会社
代表取締役　新里　尚紀

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,013
	固定資産	486
	合計	1,499
負債及び純資産の部	流動負債	625
	固定負債	547
	株主資本	327
	資本金	20
	利益剰余金	307
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	302
	（うち当期純利益）	(40)
	合計	1,499

第1期決算公告

令和７年12月31日
静岡県御殿場市保土沢炭焼沢1015番地１
株式会社FUJI PREMIUM BREWING
代表取締役　坂井　修文

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	637
	固定資産	1,437
	資産合計	2,075
負債及び純資産の部	流動負債	211
	（うち賞与引当金）	(11)
	固定負債	25
	株主資本	1,838
	資本金	100
	利益剰余金	1,738
	その他利益剰余金	1,738
	（うち当期純損失）	(66)
	負債・純資産合計	2,075

第12期決算公告

令和８年２月12日
富山県滑川市四屋新1050番地２
株式会社シンコー設備
代表取締役　吉田香太郎

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	178
	固定資産	4
	合計	182
負債及び純資産の部	流動負債	112
	固定負債	9
	株主資本	60
	資本金	10
	利益剰余金	50
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	50
	（うち当期純利益）	(21)
	合計	182

第5期決算公告

2025年12月５日

広島県広島市南区的場町一丁目２番21号

株式会社ＮＥＸＹＺ．中国

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	125,954
	固定資産	7,848
	資産合計	133,803
負債及び純資産の部	流動負債	200,450
	株主資本	△66,647
	資本金	10,000
	利益剰余金	△76,647
	その他利益剰余金	△76,647
	（うち当期純損失）	(46,982)
	負債・純資産合計	133,803

第5期決算公告

令和８年２月12日
奈良県橿原市四条町660―１
五條メディカル株式会社
代表取締役　原田　杏子

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	140,638
	固定資産	501,079
	合計	641,718
負債及び純資産の部	流動負債	73,383
	（うち賞与引当金）	(1,000)
	固定負債	342,011
	株主資本	226,323
	資本金	8,000
	利益剰余金	218,323
	その他利益剰余金	218,323
	（うち当期純損失）	(36,931)
	合計	641,718

第5期決算公告

2025年12月５日

大阪府大阪市西区阿波座一丁目３番15号

株式会社ＮＥＸＹＺ．関西

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	249,705
	固定資産	16,033
	資産合計	265,738
負債及び純資産の部	流動負債	346,139
	株主資本	△80,401
	資本金	10,000
	利益剰余金	△90,401
	その他利益剰余金	△90,401
	（うち当期純損失）	(16,872)
	負債・純資産合計	265,738

第５期決算公告

2025年12月18日

福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目４番１号

株式会社ＮＥＸＹＺ．九州

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	191,075
	固定資産	12,829
	資産合計	**203,904**
負債及び純資産の部	流動負債	185,780
	株主資本	18,123
	資本金	25,000
	資本剰余金	30,668
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	5,668
	利益剰余金	△37,544
	その他利益剰余金	△37,544
	（うち当期純損失）	(66,034)
	負債・純資産合計	**203,904**

第19期決算公告

令和８年２月12日

愛知県豊田市下市場町三丁目30番地

小島プレス工業株式会社

代表取締役　小島　栄二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	83,860	流動負債	57,678
固定資産	144,992	固定負債	4,652
		株主資本	159,426
		資本金	450
		資本剰余金	61,216
		その他資本剰余金	61,216
		利益剰余金	97,759
		利益準備金	112
		その他利益剰余金	97,647
		評価・換算差額等	7,096
		その他有価証券評価差額金	7,096
資産合計	**228,853**	**負債・純資産合計**	**228,853**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	63,718
売上原価	57,667
売上総利益	6,050
販売費及び一般管理費	3,406
営業利益	2,644
営業外収益	917
営業外費用	2,330
経常利益	1,231
特別損失	39
税引前当期純利益	1,192
法人税、住民税及び事業税	1,241
法人税等調整額	△657
当期純利益	608

第61期決算公告

令和８年２月12日

大分市西大道二丁目３番８号

吉村不動産株式会社

代表取締役　吉村　浩子

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	215
	固定資産	424
	資産合計	**640**
負債及び純資産の部	流動負債	4
	固定負債	211
	株主資本	423
	資本金	11
	利益剰余金	411
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	408
	（うち当期純利益）	(13)
	負債・純資産合計	**640**

第13期決算公告

令和８年２月12日

さいたま市緑区東浦和七丁目33番地４

和倶楽部株式会社

代表取締役社長　小林　淳子

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	178,139
	固定資産	67,392,488
	合計	**67,570,627**
負債及び純資産の部	流動負債	20,830,840
	固定負債	17,241,579
	株主資本	29,498,208
	資本金	20,000,000
	資本剰余金	20,000,000
	資本準備金	20,000,000
	利益剰余金	△10,501,792
	その他利益剰余金	△10,501,792
	（うち当期純損失）	(6,130,439)
	合計	**67,570,627**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十二日

さいたま市緑区東浦和七丁目三三番地四

和倶楽部株式会社

代表取締役社長　小林　淳子

第１期決算公告

2025年12月18日

沖縄県那覇市松山一丁目１番19号

株式会社ＮＥＸＹＺ．沖縄

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	37,194
	固定資産	5,234
	資産合計	**42,429**
負債及び純資産の部	流動負債	50,710
	株主資本	△8,280
	資本金	12,500
	資本剰余金	12,500
	資本準備金	12,500
	利益剰余金	△33,280
	その他利益剰余金	△33,280
	（うち当期純損失）	(33,280)
	負債・純資産合計	**42,429**

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	804,755
	固定資産	725,302
	繰延資産	317,560
	資産合計	**1,847,618**
負債及び純資産の部	流動負債	1,329,879
	固定負債	361,442
	負債合計	**1,691,322**
	株主資本	156,296
	資本金	1,061,618
	資本剰余金	911,618
	資本準備金	911,618
	利益剰余金	△1,816,940
	その他利益剰余金	△1,816,940
	（うち当期純利益）	(13,110)
	純資産合計	**156,296**
	負債・純資産合計	**1,847,618**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億千九十一万五千五百九円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十二日

東京都港区西新橋二丁目六番二号

サンサス商事株式会社

代表取締役　重光　東祐

第11期決算公告

令和８年２月12日

東京都港区赤坂３丁目２番３号

公益財団法人アパ日本再興財団

代表理事　元谷外志雄

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,569,804
	固定資産	355,513,635
	合計	**371,083,439**
負債及び正味財産の部	流動負債	7,962,510
	負債合計	**7,962,510**
	指定正味財産	355,513,635
	一般正味財産	7,607,294
	正味財産合計	**363,120,929**
	合計	**371,083,439**

第21期決算公告

令和８年２月12日

横浜市港北区新横浜二丁目３番地12

株式会社ＴＮＰオンザロード

代表取締役　呉　雅俊

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	512,106
	資産合計	**512,106**
負債及び純資産の部	流動負債	77,266,938
	その他	77,266,938
	負債合計	**77,266,938**
	株主資本	△76,754,832
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	△126,754,832
	利益準備金	3,000,000
	その他利益剰余金	△129,754,832
	（うち当期純損失）	(5,162,419)
	純資産合計	**△76,754,832**
	負債・純資産合計	**512,106**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千七百八十六万三十八円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十二日

横浜市港北区新横浜二丁目三番地一二

株式会社ＴＮＰオンザロード

代表取締役　呉　雅俊

第12期決算公告

令和８年２月12日
三重県鈴鹿市長太栄町三丁目17番32号
株式会社なごの浦
代表取締役　中川　五彰

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	439,394
	固定資産	694,383
	資産合計	1,133,778
負債及び純資産の部	流動負債	436,803
	固定負債	588,050
	株主資本	108,924
	資本金	30,000
	利益剰余金	78,924
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	68,924
	（うち当期純利益）	(8,002)
	負債・純資産合計	1,133,778

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十七日であり、株主総会の決議は、令和八年一月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十二日
三重県鈴鹿市長太栄町三丁目一七番三二号
株式会社なごの浦
代表取締役　中川　五彰

第51期決算公告

令和８年２月12日
茨城県水戸市青柳町412番地１
株式会社三協通信
代表取締役　猪狩　俊博

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	135,022
	固定資産	2,502
	合計	137,524
負債及び純資産の部	流動負債	17,306
	株主資本	120,218
	資本金	3,000
	利益剰余金	117,218
	その他利益剰余金	117,218
	（うち当期純利益）	(35,622)
	合計	137,524

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万百四十五円減少し、その全部を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十二日
東京都千代田区大手町二丁目二番一号
新大手町ビル三Ｆ
株式会社ＰａｃＰｏｒｔ
代表取締役　沈　燁

第７期決算公告

令和８年２月12日
東京都千代田区大手町二丁目２番１号新大手町ビル３Ｆ
株式会社ＰａｃＰｏｒｔ
代表取締役　沈　燁

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	153,752	流動負債	14,979
固定資産	39,666	固定負債	66,393
繰延資産	648	株主資本	112,694
		資本金	100,000
		資本剰余金	616,923
		資本準備金	616,923
		利益剰余金	△604,229
		その他利益剰余金	△604,229
		（うち当期純損失）	(144,881)
資産合計	194,066	負債・純資産合計	194,066

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十二日
東京都練馬区谷原五丁目三一番七―八〇一号
株式会社オリコミピーアール
代表取締役　金久保晶太

第55期決算公告

令和８年２月12日
東京都練馬区谷原五丁目31番７―801号
株式会社オリコミピーアール
代表取締役　金久保晶太

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	321,559	流動負債	130,829
固定資産	169,176	固定負債	8,998
		株主資本	350,907
		資本金	11,000
		資本剰余金	250
		資本準備金	250
		利益剰余金	368,447
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	365,947
		（うち当期純利益）	(81)
		自己株式	△28,789
資産合計	490,735	負債・純資産合計	490,735

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十二日
東京都港区南青山三丁目一番三号スプライン青山東急ビル三階
株式会社Ｈ＆Ｃ　ＨＤ
代表取締役　小池　真矢

第１期決算公告

令和８年２月12日　　東京都港区南青山三丁目１番３号
スプライン青山東急ビル３階
株式会社Ｈ＆Ｃ　ＨＤ
代表取締役　小池　真矢

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	金額		科目	金額	
流動資産	16,292		流動負債	2,082	
固定資産	608,050		固定負債	292,000	
			株主資本	330,261	
			資本金	10,000	
			資本剰余金	340,000	
			資本準備金	175,000	
			その他資本剰余金	165,000	
			利益剰余金	△19,738	
			その他利益剰余金	△19,738	
			（うち当期純損失）	(19,738)	
資産合計	624,343		負債・純資産合計	624,343	

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十二日

大阪市北区梅田三丁目二番二号ＪＰタワー大阪一三階

大阪特殊合金株式会社

代表取締役　宮脇　成志

第65期決算公告

令和８年２月12日

大阪市北区梅田三丁目２番２号ＪＰタワー大阪13階

大阪特殊合金株式会社

代表取締役　宮脇　成志

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,965,193
	固定資産	7,147,636
	繰延資産	362
	合計	33,113,192
負純資産債及のび部	流動負債	1,376,013
	固定負債	1,291,459
	株主資本	30,445,719
	資本金	300,000
	利益剰余金	30,145,719
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	30,070,719
	（うち当期純利益）	(1,532,847)
	合計	33,113,192

第66期決算公告

令和８年２月12日

東京都中央区日本橋本町四丁目８番２号

メルテックス株式会社

代表取締役社長　藤原　誠

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,209,071
	固定資産	4,422,781
	合計	7,631,853
負純資産債及のび部	流動負債	2,419,479
	固定負債	1,027,339
	株主資本	4,185,035
	資本金	480,000
	資本剰余金	656,765
	資本準備金	656,765
	利益剰余金	3,048,270
	利益準備金	227,800
	その他利益剰余金	2,820,470
	（うち当期純利益）	(327,874)
	合計	7,631,853

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は次の通りです。

令和八年二月十二日

福岡県福岡市博多区祇園町八番一三号

株式会社Ｚｅｒｏ－Ｔｅｎ

代表取締役　榎本　二郎

第14期決算公告

令和８年２月12日

福岡県福岡市博多区祇園町８番13号

株式会社Ｚｅｒｏ－Ｔｅｎ

代表取締役　榎本　二郎

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	200,023
	固定資産	703,683
	繰延資産	6,452
	資産合計	910,159
負純資産債及のび部	流動負債	148,326
	固定負債	388,676
	株主資本	373,155
	資本金	10,000
	利益剰余金	363,155
	その他利益剰余金	363,155
	（うち当期純損失）	(106,360)
	負債・純資産合計	910,159

第２期決算公告

令和８年１月26日

東京都新宿区西新宿七丁目４番３号升本ビル４階

ＡＳＯＭＹ株式会社

代表取締役　鈴木　雅人

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,004
	固定資産	1,160
	合計	6,164
負純資産債及のび部	流動負債	76
	株主資本	6,088
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,911
	その他利益剰余金	△2,911
	（うち当期純損失）	(1,561)
	自己株式	△1,000
	合計	6,164

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千八百九十万三千九百六十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年二月十二日

福岡県福岡市中央区天神一丁目一一番一号　株式会社スポーツネーション

代表取締役　三木　智弘

第６期決算公告

令和８年２月12日

福岡県福岡市中央区天神一丁目11番１号

株式会社スポーツネーション

代表取締役　三木　智弘

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,269
	固定資産	1,058
	資産合計	42,328
負純資産債及のび部	流動負債	26,233
	固定負債	7,690
	株主資本	△97,231
	資本金	67,902
	資本剰余金	66,902
	資本準備金	66,902
	利益剰余金	△232,035
	その他利益剰余金	△232,035
	（うち当期純損失）	(49,664)
	新株予約権	105,635
	負債・純資産合計	42,328

第１期決算公告

令和８年２月12日

神奈川県横須賀市光の丘８番３号ＹＲＰベンチャー棟210

株式会社ヨコエレ

代表取締役　荒木　恭平

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	6,185,635
	固定資産	2,735,501
	繰延資産	253,440
	合計	9,174,576
負純資産債及のび部	流動負債	129,417
	固定負債	8,553,175
	株主資本	491,984
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△508,016
	その他利益剰余金	△508,016
	（うち当期純損失）	(508,016)
	合計	9,174,576

合併公告及び合併につき株券提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月十三日までに乙にご提出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月十二日

東京都目黒区自由が丘二－一六－一二ＲＪ３

（甲）ＧＰバイアウトＹ株式会社

代表取締役　古川　徳厚

大阪市中央区南船場三丁目八番一五号一階・二階

（乙）株式会社Ｙ　ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ

代表取締役　山地　裕介

第７期決算公告

令和８年２月12日

大阪市中央区南船場三丁目８番15号１階・２階

株式会社Ｙ　ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ

代表取締役　山地　裕介

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	581,383
	固定資産	39,384
	資産合計	620,768
負純資産債及のび部	流動負債	12,685
	固定負債	228,336
	株主資本	379,746
	資本金	8,000
	利益剰余金	371,746
	その他利益剰余金	371,746
	（うち当期純利益）	(124,075)
	負債・純資産合計	620,768

第２期決算公告

令和８年２月12日
埼玉県さいたま市浦和区岸町４－17－１－301
Ｌａｍｂ’ｓＤｅｓｉｇｎ株式会社
代表取締役　山口　愛子

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,436
	合計	19,436
負純資産の債及び部	流動負債	1,829
	固定負債	2
	株主資本	17,605
	資本金	1,000
	利益剰余金	16,605
	その他利益剰余金	16,605
	（うち当期純利益）	(8,532)
	合計	19,436

第12期決算公告

令和８年２月12日
埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目24番３号ＳＵＮＭ301
株式会社エレファント
代表取締役　山口　武

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	676,013
	固定資産	201,992
	繰延資産	100
	合計	878,106
負純資産の債及び部	流動負債	100,823
	固定負債	27,110
	株主資本	750,173
	資本金	4,000
	利益剰余金	746,173
	その他利益剰余金	746,173
	（うち当期純利益）	(101,976)
	合計	878,106

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和８年２月12日

埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目二四番三号ＳＵＮＭ三〇一
（甲）株式会社エレファント
代表取締役　山口　武

埼玉県さいたま市浦和区岸町四－一七－一－三〇一
（乙）Lamb’sDesign株式会社
代表取締役　山口　愛子

第７期決算公告

令和８年２月12日
千葉県船橋市習志野台一丁目19番13号
ＶＩＳＩＯクリエイトシングス株式会社
代表取締役　佐藤　俊介

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	89,247
	固定資産	1,084
	資産合計	90,331
負純資産の債及び部	流動負債	16,257
	固定負債	36,427
	株主資本	37,647
	資本金	3,000
	利益剰余金	34,647
	その他利益剰余金	34,647
	（うち当期純利益）	(5,804)
	負債・純資産合計	90,331

第４期決算公告

令和８年２月12日
千葉県船橋市芝山五丁目44番１号
芝山フォーレスト４階
ＶＩＳＩＯユニバーサルホーム株式会社
代表取締役　澤崎　優太

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	409,724
	固定資産	42,767
	資産合計	452,491
負純資産の債及び部	流動負債	187,469
	固定負債	238,014
	株主資本	27,007
	資本金	20,000
	利益剰余金	7,007
	その他利益剰余金	7,007
	（うち当期純利益）	(6,990)
	負債・純資産合計	452,491

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和８年２月12日

千葉県船橋市芝山五丁目四四番一号
芝山フォーレスト四階
（甲）ＶＩＳＩＯユニバーサルホーム株式会社
代表取締役　澤崎　優太

千葉県船橋市習志野台一丁目一九番一三号
（乙）ＶＩＳＩＯクリエイトシングス株式会社
代表取締役　佐藤　俊介

第４期決算公告

令和８年２月12日
横浜市青葉区上谷本町89番地６
株式会社水谷電機製作所
代表取締役　山本　義継

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	321,199
	固定資産	208,771
	合計	529,970
負純資産の債及び部	流動負債	81,386
	固定負債	346,081
	株主資本	102,503
	資本金	5,000
	資本剰余金	243,788
	資本準備金	243,788
	利益剰余金	△ 146,285
	その他利益剰余金	△ 146,285
	（うち当期純損失）	(3,289)
	合計	529,970

第55期決算公告

令和８年２月12日
大阪市中央区今橋二丁目５番８号
八州電工株式会社
代表取締役　山本　義継

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,207,178
	固定資産	2,708,011
	合計	6,915,189
負純資産の債及び部	流動負債	2,116,525
	固定負債	2,817,967
	株主資本	1,980,697
	資本金	30,000
	資本剰余金	140,990
	資本準備金	140,990
	利益剰余金	1,809,707
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	1,809,207
	（うち当期純利益）	(286,637)
	合計	6,915,189

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和８年２月12日

大阪市中央区今橋二丁目五番八号
（甲）八州電工株式会社
代表取締役　山本　義継

横浜市青葉区上谷本町八九番地六
（乙）株式会社水谷電機製作所
代表取締役　山本　義継

第４期決算公告

令和８年２月12日
大阪市中央区本町橋１番20号
八千代ケアホールディングス株式会社
代表取締役　喜多　勇夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	31,998
	固定資産	2,561,858
	合計	2,593,856
負純資産の債及び部	流動負債	200,950
	固定負債	1,432,000
	株主資本	960,906
	資本金	100,000
	資本剰余金	942,000
	資本準備金	521,000
	その他資本剰余金	421,000
	利益剰余金	△ 81,093
	その他利益剰余金	△ 81,093
	（うち当期純損失）	(16,963)
	合計	2,593,856

第35期決算公告

令和８年２月12日
兵庫県丹波市柏原町柏原1393番地２
八千代ケアサポート株式会社
代表取締役　池上　一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	482,167
	固定資産	1,239,387
	合計	1,721,555
負純資産の債及び部	流動負債	162,107
	固定負債	39,870
	退職給付引当金	17,465
	賞与引当金	22,405
	株主資本	1,519,577
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,509,577
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,507,077
	（うち当期純利益）	(97,040)
	合計	1,721,555

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日です。

この合併は、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和８年２月12日

兵庫県丹波市柏原町柏原一三九三番地二
（甲）八千代ケアサポート株式会社
代表取締役　池上　一

大阪市中央区本町橋一番二〇号
（乙）八千代ケアホールディングス株式会社
代表取締役　喜多　勇夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十二日

兵庫県尼崎市昭和通二丁目一三番一号

（甲）株式会社ホンダカーズ尼崎

代表取締役　辰野　斉

兵庫県尼崎市武庫の里二丁目一番一二号

（乙）芦屋ホンダ販売株式会社

代表取締役　辰野　斉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	346,648
	固定資産	260,987
	資産合計	607,636
負純資債及産のび部	流動負債	202,424
	固定負債	282,516
	株主資本	122,695
	資本金	10,000
	利益剰余金	112,695
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	110,195
	（うち当期純利益）	(4,347)
	負債・純資産合計	607,636

第51期決算公告

令和８年２月12日

兵庫県尼崎市武庫の里二丁目１番12号

芦屋ホンダ販売株式会社

代表取締役　辰野　斉

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	85,092
	固定資産	10,974
	資産合計	96,066
負純資債及産のび部	流動負債	61,105
	固定負債	33,248
	株主資本	1,712
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 8,287
	利益準備金	1,160
	その他利益剰余金	△ 9,447
	（うち当期純利益）	(398)
	負債・純資産合計	96,066

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十二日

愛媛県松山市平井町甲一四三六番地一

（甲）株式会社ユウショク

代表取締役　田中　実

愛媛県松山市平井町甲一四三六番地一

（乙）株式会社フォトクリエイト

代表取締役　田中　実

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	392,568
	固定資産	340,553
	合計	733,121
負純資債及産のび部	流動負債	325,879
	固定負債	218,000
	株主資本	189,241
	資本金	21,000
	利益剰余金	168,241
	その他利益剰余金	168,241
	（うち当期純利益）	(46,858)
	合計	733,121

第22期決算公告　令和８年２月12日

愛媛県松山市平井町甲1436番地１

株式会社ユウショク

代表取締役　田中　実

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	392,568
	固定資産	340,553
	合計	733,121
負純資債及産のび部	流動負債	325,879
	固定負債	218,000
	株主資本	189,241
	資本金	21,000
	利益剰余金	168,241
	その他利益剰余金	168,241
	（うち当期純利益）	(46,858)
	合計	733,121

第28期決算公告　令和８年２月12日

愛媛県松山市平井町甲1436番地１

株式会社フォトクリエイト

代表取締役　田中　実

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	148,709
	固定資産	35,029
	合計	183,739
負純資債及産のび部	流動負債	121,151
	固定負債	85,000
	株主資本	△22,412
	資本金	25,000
	利益剰余金	△47,412
	その他利益剰余金	△47,412
	（うち当期純損失）	(7,880)
	合計	183,739

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十二日

東京都新宿区百人町一丁目四番一六号

内藤ビル四〇三

（甲）ＥＶＥＲＥＳＴ　ＨＯＭＥ株式会社

代表取締役　シワコティ・ディリラム

東京都新宿区百人町一丁目四番一六号

内藤ビル四〇二

（乙）Ａｃｔｉｖｅ　Ｃａｒｅｅｒ　Ｓｕｐｐｏｒｔ株式会社

代表取締役　シワコティ・ディリラム

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,133
	固定資産	9,176
	資産合計	12,310
負純資債及産のび部	流動負債	6,930
	株主資本	5,380
	資本金	5,000
	利益剰余金	380
	その他利益剰余金	380
	（うち当期純損失）	(1,072)
	負債・純資産合計	12,310

第５期決算公告

令和８年２月12日

東京都新宿区百人町一丁目４番16号

内藤ビル403

EVEREST　HOME株式会社

代表取締役　シワコティ・ディリラム

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,133
	固定資産	9,176
	資産合計	12,310
負純資債及産のび部	流動負債	6,930
	株主資本	5,380
	資本金	5,000
	利益剰余金	380
	その他利益剰余金	380
	（うち当期純損失）	(1,072)
	負債・純資産合計	12,310

第２期決算公告

令和８年２月12日

東京都新宿区百人町一丁目４番16号

内藤ビル402

Active Career Support株式会社

代表取締役　シワコティ・ディリラム

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,180
	繰延資産	382
	資産合計	7,562
負純資債及産のび部	流動負債	—
	株主資本	7,562
	資本金	6,000
	利益剰余金	1,562
	その他利益剰余金	1,562
	（うち当期純利益）	(1,075)
	負債・純資産合計	7,562

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十二日

鹿児島市東谷山七丁目二五番五号

（甲）株式会社Ｂｅ－ｋｉｎｄ

代表取締役　猪俣　康治

鹿児島市東谷山七丁目二五番五号

（乙）株式会社フェニックス

代表取締役　猪俣　康治

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	88,781
	固定資産	9,819
	合計	98,600
負純資債及産のび部	流動負債	32,238
	固定負債	61,259
	株主資本	5,103
	資本金	3,000
	利益剰余金	2,103
	その他利益剰余金	2,103
	（うち当期純損失）	(7,100)
	合計	98,600

第27期決算公告

令和８年２月12日

鹿児島市東谷山七丁目25番５号

株式会社Ｂｅ－ｋｉｎｄ

代表取締役　猪俣　康治

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	88,781
	固定資産	9,819
	合計	98,600
負純資債及産のび部	流動負債	32,238
	固定負債	61,259
	株主資本	5,103
	資本金	3,000
	利益剰余金	2,103
	その他利益剰余金	2,103
	（うち当期純損失）	(7,100)
	合計	98,600

第１期決算公告

令和８年２月12日

鹿児島市東谷山七丁目25番５号

株式会社フェニックス

代表取締役　猪俣　康治

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,883
	固定資産	3,247
	繰延資産	245
	合計	19,375
負純資債及産のび部	流動負債	9,023
	固定負債	19,760
	株主資本	△9,408
	資本金	3,000
	利益剰余金	△12,408
	その他利益剰余金	△12,408
	（うち当期純損失）	(12,408)
	合計	19,375

第１期決算公告

令和８年２月12日

東京都港区元赤坂一丁目１番７―1209号
株式会社赤坂国際会計内
ＧＣＪＧ44株式会社
代表取締役　西野　貴司

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	43,607	流動負債	6,445
固定資産	1,194,924	固定負債	800,000
		株主資本	432,086
		資本金	10,000
		資本剰余金	431,100
		資本準備金	2,500
		その他資本剰余金	428,600
		利益剰余金	△9,013
		その他利益剰余金	△9,013
		（うち当期純損失）	(9,013)
資産合計	1,238,531	負債・純資産合計	1,238,531

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二
○九号株式会社赤坂国際会計内
（甲）ＧＣＪＧ44株式会社
代表取締役　西野　貴司

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二
○九号株式会社赤坂国際会計内
（乙）ＴＫＳＨＤ株式会社
代表取締役　西野　貴司

第10期決算公告

令和８年２月12日

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
株式会社五稜
代表取締役　相馬　健一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	134,176,410	流動負債	33,202,168
固定資産	151,341,586	固定負債	200,042,477
		株主資本	52,273,351
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	30,000,000
		資本準備金	30,000,000
		利益剰余金	△77,726,649
		その他利益剰余金	△77,726,649
		（うち当期純利益）	(77,126,935)
資産合計	285,517,996	負債・純資産合計	285,517,996

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百万円減少し一億円とし、減少する資本金の額を全額資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十二日

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号
株式会社五稜
代表取締役　相馬　健一

第10期決算公告

令和８年２月12日

札幌市清田区北野七条四丁目11番20号
ホワイトヴィラ74―１Ｆ
株式会社Ｈａｎｄ　Ｍａｄｅ　Ｈｕｍａｎ
代表取締役　浦谷　幸史

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24
	固定資産	0
	合計	24
負債及び純資産の部	流動負債	14,059
	株主資本	△14,035
	資本金	3,000
	利益剰余金	△17,035
	繰越利益剰余金	△17,035
	（うち当期純利益）	(1,053)
	合計	24

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、各社の株主総会の承認決議は令和八年一月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十二日

札幌市清田区北野七条四丁目一一番二〇号
ホワイトヴィラ７４―一Ｆ
（甲）株式会社Ｈａｎｄ　Ｍａｄｅ　Ｈｕｍａｎ
代表取締役　浦谷　幸史

札幌市清田区北野七条四丁目一一番二〇号
ホワイトヴィラ７４―一Ｆ
（乙）株式会社Ｈａｎｄ　Ｍａｄｅ　Ｈｕｍａｎ
代表取締役　浦谷　幸史

札幌市清田区北野七条四丁目一一番二〇号
（丙）株式会社Ｈａｎｄ　Ｍａｄｅ不動産
代表取締役　浦谷　幸史

第11期決算公告

令和８年２月12日

札幌市清田区北野七条四丁目11番20号
株式会社Ｈａｎｄ　Ｍａｄｅ不動産
代表取締役　浦谷　幸史

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,595
	固定資産	4,192
	繰延資産	1,694
	合計	15,482
負債及び純資産の部	流動負債	54,014
	株主資本	△38,532
	資本金	10,000
	利益剰余金	△48,532
	その他利益剰余金	△48,532
	（うち当期純損失）	(448)
	合計	15,482

第19期決算公告

令和８年２月12日

札幌市清田区北野七条四丁目11番20号
ホワイトヴィラ74―１Ｆ
株式会社Ｈａｎｄ　Ｍａｄｅ
代表取締役　浦谷　幸史

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	496,094	流動負債	330,113
固定資産	50,164	固定負債	187,136
		株主資本	29,008
		資本金	6,000
		利益剰余金	23,008
		その他利益剰余金	23,008
		（うち当期純利益）	(2,549)
合計	546,258	合計	546,258

第10期決算公告

令和８年１月15日
大阪市北区曽根崎新地一丁目13―22
御堂筋フロンティアＷｅＷｏｒｋ
株式会社ネクイノ
代表取締役　石井　健一

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,650,834
	固定資産	9,488,680
	合計	14,139,514
負債及び純資産の部	流動負債	14,384,187
	固定負債	1,910
	株主資本	△ 246,587
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 346,587
	その他利益剰余金	△ 346,587
	（うち当期純利益）	(281,715)
	新株予約権	4
	合計	14,139,514

第53期決算公告

令和８年２月12日
東京都港区芝大門１―１―35　サンセルモ大門ビル２Ｆ
株式会社サンセルモ
代表取締役　安田　幸史

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,547	流動負債	3,437
固定資産	29,439	固定負債	31,281
繰延資産	0	負債合計	34,718
		資本金	100
		利益剰余金	3,633
		その他有価証券評価差額金	535
		純資産合計	4,268
資産合計	38,986	負債・純資産合計	38,986

損益計算書の要旨（自　令和６年８月１日　至　令和７年７月31日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,807
売上原価	5,505
売上総利益	2,302
販売費及び一般管理費	2,218
営業利益	84
営業外収益	408
営業外費用	88
経常利益	404
特別利益	166
特別損失	339
税引前当期純利益	231
法人税、住民税及び事業税	66
法人税等調整額	16
当期純利益	149

第58期決算公告

令和８年２月12日
長崎県東彼杵郡川棚町百津郷364番50
長崎三笠化学工業株式会社
代表取締役　水本　康明

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	173,816
	固定資産	402,792
	合計	576,609
負債及び純資産の部	流動負債	44,171
	固定負債	43,882
	株主資本	488,555
	資本金	20,000
	利益剰余金	468,555
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	463,555
	（うち当期純利益）	(22,490)
	合計	576,609

第23期決算公告

令和８年２月12日
三重県津市乙部2017番地１
株式会社トラベルラボ
代表取締役　鵜飼　仁

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	41,481
	固定資産	28,581
	繰延資産	447
	合計	70,509
負債及び純資産の部	流動負債	27,743
	固定負債	34,865
	株主資本	7,901
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,098
	その他利益剰余金	△2,098
	（うち当期純損失）	(2,403)
	合計	70,509

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十二日
三重県津市乙部二〇一七番地一
株式会社トラベルラボ
代表取締役　鵜飼　仁

第18期決算公告

令和８年２月12日
愛知県岡崎市保母町字上平地１番地
大和化成工業株式会社
代表取締役　小島　栄二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目		金額	科目		金額
流動資産		25,933,421	流動負債		7,729,710
固定資産		22,222,152	固定負債		9,057,830
繰延資産		53,833	株主資本		31,421,865
			資本金		90,000
			資本剰余金		5,680,549
			その他資本剰余金		5,680,549
			利益剰余金		25,651,316
			利益準備金		7,092
			その他利益剰余金		25,644,224
			（うち当期純利益）		(3,611,197)
資産合計		48,209,407	負債・純資産合計		48,209,407

第27期決算公告

令和８年２月12日　東京都千代田区内神田三丁目16番４号
株式会社ＤＡＹブレイク
代表取締役　岩谷　和馬

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目		金額	科目		金額
流動資産		2,139,620	流動負債		1,425,077
固定資産		8,541,690	固定負債		5,919,463
繰延資産		100	退職給与引当金		192,692
			株主資本		3,336,869
			資本金		10,000
			資本剰余金		1,436,835
			その他資本剰余金		1,436,835
			利益剰余金		1,890,033
			利益準備金		2,500
			その他利益剰余金		1,887,533
			（うち当期純利益）		(2,219)
資産合計		10,681,410	負債・純資産合計		10,681,410

第57期決算公告

2026年２月12日　東京都豊島区南池袋一丁目18番21号
株式会社そごう・西武
代表取締役　劉　勁

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目		金額	科目		金額
流動資産		66,690	流動負債		53,596
固定資産		74,845	賞与引当金		920
			役員賞与引当金		8
			顧客還付費引当金		1
			店舗構造改革費用引当金		641
			その他		52,023
			固定負債		9,226
			役員退職慰労引当金		332
			その他		8,893
			負債合計		62,823
			株主資本		74,519
			資本金		100
			資本剰余金		87,832
			資本準備金		47,593
			その他資本剰余金		40,238
			利益剰余金		△13,413
			その他利益剰余金		△13,413
			評価・換算差額等		4,193
			その他有価証券評価差額金		4,193
			純資産合計		78,712
資産合計		141,536	負債・純資産合計		141,536

損益計算書の要旨（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	86,765	営業外費用	954
売上原価	69,454	経常損失	6,529
売上総利益	17,311	特別利益	2,501
営業収入	63,328	特別損失	1,640
営業総利益	80,639	税引前当期純損失	5,669
販売費及び一般管理費	86,556	法人税、住民税及び事業税	47
営業損失	5,916	当期純損失	5,716
営業外収益	342		

第42期決算公告

令和８年２月12日
兵庫県美方郡香美町香住区森499番地
株式会社西山工務店
代表取締役　西山　嘉一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,619,101
	固定資産	622,508
	有形固定資産	399,387
	無形固定資産	311
	投資その他の資産	222,809
	合計	3,241,610
負純資産の債及び部	流動負債	247,924
	株主資本	2,993,685
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,973,685
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,966,185
	（うち当期純利益）	(158,955)
	合計	3,241,610

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十二日
兵庫県美方郡香美町香住区森四九九番地
（甲）株式会社西山工務店
代表取締役　西山　嘉一
兵庫県美方郡香美町香住区森五〇〇番地
（乙）有限会社セイシン創建
取締役　西山　嘉一

第１期決算公告

令和８年２月12日
千葉県市川市国府台一丁目３番１号
千葉商科大学
一般社団法人CUC RUGBY CLUB
代表理事　鷲谷　浩輔

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	69
	固定資産	—
	資産合計	69
負味債財及産びの正部	流動負債	64
	固定負債	3,650
	負債合計	3,714
	前期繰越正味財産	—
	当期正味財産増減額	△ 3,645
	正味財産合計	△ 3,645
	負債正味財産合計	69

決算公告

令和８年２月12日
東京都中央区京橋二丁目６番15号
株式会社双進
代表取締役　佐々木孝兒

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,111,035
	固定資産	117,861
	合計	1,228,897
負純資産の債及び部	流動負債	861,473
	固定負債	297,757
	株主資本	69,666
	資本金	60,000
	資本剰余金	35,000
	資本準備金	35,000
	利益剰余金	△25,333
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	△32,333
	（うち当期純損失）	(134,608)
	合計	1,228,897

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十二日
東京都中央区京橋二丁目六番一五号
株式会社双進
代表取締役　佐々木孝兒

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千三百五十九万六千七百五十円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、株主総会の決議は令和八年一月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年二月十二日
横浜市金沢区福浦一丁目一一番地の一六
パレス化学株式会社
代表取締役　山村　洋雄

第61期決算公告

令和８年２月12日
横浜市金沢区福浦一丁目11番地の16
パレス化学株式会社
代表取締役　山村　洋雄

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,158
	固定資産	2,889
	資産合計	5,048
負債及び純資産の部	流動負債	1,329
	賞与引当金	79
	固定負債	462
	退職給付引当金	31
	役員退職慰労引当金	35
	負債合計	1,791
	株主資本	3,085
	資本金	193
	資本剰余金	78
	資本準備金	78
	利益剰余金	2,814
	利益準備金	48
	その他利益剰余金	2,765
	（うち当期純利益）	(123)
	評価・換算差額等	171
	その他有価証券評価差額金	171
	純資産合計	3,257
	負債・純資産合計	5,048

第77期決算公告

令和８年２月12日

滋賀県甲賀市水口町名坂840番地

滋賀運送株式会社

代表取締役　丸山　裕史

貸借対照表の要旨
（令和７年３月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,251
	固定資産	4,732
	繰延資産	0
	合計	6,983
負債及び純資産の部	流動負債	2,957
	固定負債	2,404
	固定資産圧縮引当金	129
	株主資本	1,621
	資本金	99
	資本剰余金	551
	資本準備金	3
	その他資本剰余金	547
	利益剰余金	970
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	945
	（うち当期純利益）	(148)
	合計	6,983

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十二日
滋賀県甲賀市水口町名坂八四〇番地
（甲）滋賀運送株式会社
代表取締役　丸山　裕史
滋賀県甲賀市水口町名坂八四〇番地
（乙）滋賀ハイワーク株式会社
代表取締役　木下　健二

第33期決算公告

令和８年２月12日
滋賀県甲賀市水口町名坂840番地
滋賀ハイワーク株式会社
代表取締役　木下　健二

貸借対照表の要旨（令和７年５月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	145
	固定資産	211
	合計	357
負純資産の債及び部	流動負債	102
	固定負債	93
	固定資産圧縮引当金	16
	株主資本	160
	資本金	50
	利益剰余金	110
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	100
	（うち当期純利益）	(15)
	合計	357